

令和4年度決算審査特別委員会（第5回）

令和5年9月13日（水曜日）午前9時58分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（12名）

委員長	川上弘一	副委員長	川村主税
委員	澤出明宏	委員	江口勝幸
委員	青山金助	委員	佐々木陵二
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	中川友規	委員	平松俊一
委員	上野武彦	委員	池田誠悦

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（5名）

環境生活課長	村山徳收	土木課長	笠原泰之
都市住宅課長	川島篤実	上下水道課長	池田晃
政策推進課長	花巻亘		

○本会議の書記

事務局 長 広部美幸 書記 山本翔大

午前9時58分 開会

○川上委員長 ただいまより、令和4年度決算審査特別委員会第5回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、追加資料の説明で環境生活課を先に行ってまいります。

その後、土木課、都市住宅課、上下水道課、そして政策推進課の聴取を行い、終了後に道の駅なないろ・ななえの現地調査を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

出席の各課長に申し上げますけれども、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容につきましては、特段の説明が必要でない限り、「記載のとおり」ということをお願いいたします。

それでは、初めに、環境生活課より追加資料の説明を行います。

環境生活課長、御苦労さまでございます。

追加資料の説明を行います。

環境生活課長。

○村山環境生活課長 それでは、皆さん、先日、環境生活課において、後日提出するとした4項目について御説明申し上げます。

資料については、令和4年度決算審査特別委員会提出資料ということで、1の共通様式3から共通様式11のうちの4項目について説明させていただきます。

まず、1の共通様式3、鳥獣対策費、鳥獣等捕獲状況でございます。こちらについては、ヒグマからキツネまでの鳥獣に対して、捕獲数合計、それぞれ合計して905を捕獲している状況でございます。

続きまして、2、共通様式5でございますが、火葬場及び墓地管理費の火葬場設備改修工事の工事の内訳でございます。

まず、工事の内訳としては制御盤部品取替ということで動力制御盤改造回線工事、火葬炉操作盤改造回線工事、動力制御プログラム作成、火葬炉制御プログラム作成。

続きまして、(2)として2号炉再燃焼路スクリーンレンガ取替でございます。耐火レンガ

120万円、下地モニタル旧耐火物解体炉となっております。

続きまして、(3)として2号炉霊台車耐火物張り替えということで、霊台車の上のすず替え、セラミックのほうを張り替えてまいります。

続きまして、3、共通様式5、火葬場墓地管理費の火葬場照明設備改修工事でございます。こちら、別紙1を御覧ください。次のページでございます。A4のカラーになりますが、火葬場のLED工事でございますが、火葬場にあった照明についてそれぞれ図面のとおり、合計159台分をLED化したものでございます。

続きまして、4番、共通様式11、廃棄物処理費、ダイオキシン類排出調査委託料でございます。こちらは、先ほどのA4の次のページでございますが、別紙2でございます。こちらは分析結果報告書ということでございます。1の資料名で放流水処理施設内でございます。こちらは9月1日に行っております。結果としましては、下の10番、結果でございますが、ダイオキシン類、単位についてはpgリットル当たりということで、試験結果はゼロ、こちらの基準値は10でございますので、10の基準値に対してゼロということで排出基準を満たしているところでございます。

裏面を御覧ください。

こちらと同じく地下水上流側ということでございます。同じく9月1日にやっております。こちらについても、ダイオキシン類については試験結果、10番でございますが、0.087と、基準値1に対して0.087ということで基準値以内ということで、こちらについても基準を満たしている。

最後のページでございますが、地下水下流側でございます。こちら9月1日に行っております。結果につきましては、基準値1に対して0.081となっておりまして、基準値以下ということで基準を満たしているという内容でございます。

環境生活課からは、以上でございます。

○川上委員長 環境生活課長、ありがとうございます

いました。

それでは、これより質疑を行います。

中川委員。

○中川委員 ナンバー3の有害鳥獣対策の件だったのですけれども、ヒグマ4頭で鹿が121頭ということで、直接的に被害と言いますか、影響が大きいものというのが主にヒグマだと思うのですけれども。今年においては七飯だけでなく全道的ですけれども、かなり熊が増えているという状況で、ある意味では前年の結果が次年度になっていくというものだと思います。なので、令和4年のときの、この4頭駆除されたということですが、鹿は121ですけれども、でも現状増えているという状況の中で、令和4年度の効果というか、それが足りたのかどうかと言ったら、自然のものだから分からないものですが、やはり鹿の駆除に対しても100頭分とか制限あったり、北海道とも絡んでくると思うのですけれども、やはり町も制限というか、頭数をもっと獲ると言ったらちょっとあれですけれども、被害が出るのであればそういう対策をもうちょっと強めてもいいのかなという感じがしたのですけれども。あと、熊に対してもやはり観光客だとか、大沼の関係で、熊が出たとなると、本当にサイクリングも中止になったりだとか、いろいろな影響が出てくるので、その辺の対策も、この結果を踏まえてどうなのかということところです。

○川上委員長 環境生活課長。

○村山環境生活課長 今、中川委員から御質問ありました令和4年度については、ヒグマについては4頭でございますので、今年の現状を考えれば、非常に熊が増えていると。出没回数も、もうこの時点でも結構な件数、倍以上になっていると、令和4年度より、という状況を考えますと、やはり町内のヒグマの数というのが増えてきているというのは現状でございます。令和5年度、現在においては、もう昨年を上回る5頭、ヒグマ捕獲してございますので、そういった意味では今後、一応、軍川地区のデントコーンとかの地区が今非常にこの時期、出没が多い状況でございますので、そういった意

味では、被害というのが結構広がっていると。

また、大沼のほうにも主要道路とかにも目撃情報がある。あとは熊の足跡とか糞があったという状況もございますので、観光にはかなりの影響を与えていると当課でも考えてございますので、今後、今の現状を踏まえまして、例えば来春とかの春先の熊の捕獲の強化という形で、今まで熊も捕獲についてはハンターの皆さんとか、個々に活動していただいていたのですけれども、町のほうから、例えば春熊の捕獲の強化ということで出動願い出ささせていただきなから、そういう形で春先から対策を打っていただければ、少しは改善できるかなと考えてございます。

鹿についても同じような考えで、頭数が増えてございますので、早めに町から鳥獣駆除の会員の皆さんにお願いをする形を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 分かりました。

あと、ちょっと環境課の決算には載っていないのですけれども、ちょっと質問してよければしたいのですけれども、先日ちょっと道の駅の関係で浄化槽の水質の検査結果のデータが提出されたのですけれども、その中で浄化槽の結果が不適正だとか、おおむね適正だとかという結果が出ているのですけれども、こういう実態というのは環境生活課では把握していたのかどうかというのを聞ければ聞きたいのですけれども。

○川上委員長 環境生活課長。

○村山環境生活課長 中川委員から御質問ありましたとおり、合併浄化槽については町内の合併浄化槽設置しているところは当課のほうで検査結果については、報告いただいている、業者を通していただいているというところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 そうしたら把握していたということだと思うのですけれども、担当課としても、

この結果というのは、町としても問題ないという認識でよろしいのですか。

○川上委員長 環境生活課長。

○村山環境生活課長 まず、判定について3種類ございまして、検査結果の判定については適正とおおむね適正、不適正という形の3段階があるかと。そして、適正については基準が全て満たしていると。おおむねについては、何らかのちょっと基準値のオーバーとかがありますが、不適正まで至らないというところのものでございまして、不適正については、特に外観からの結果からの判定、あとは水質検査からの判定、あとは書類結果からの判定、3つの項目ございしますが、こちらの中で、いずれの中で不適正とかという形になれば、基本的には不適正と判定を受けた施設、事業所等については、あらかじめその結果を受けて、改善するように努めなければならないというふうには認識してございます。

特に指定検査機関から浄化槽管理者へ提出される検査結果に不適正の記載がある場合には、検査結果に従って工事、事業者や保守点検業者に相談し、適切な処置をしなければならないということで環境省のほうからの浄化槽サイトという形で記載がございしますので、そのような形で検査、事業所とかはやっていかなければならないという認識でございしますので、特に町からも、町からというか、当課から、まずは指導する部分は、この検査を怠っている場合は指導はするという形でございしますが、検査結果についての部分については、自らの事業所とか施設がやっていただくという形でございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 担当課としては、そうしたら検査の関係の管理というか、それはしているけれども、あくまでもそれを抱えている課の、課と言いますか、建物を管理しているところが責任を持ってやるということですか。

○川上委員長 環境生活課長。

○村山環境生活課長 今、委員の御質問のとおり、検査を受けて不適正とか受けた場合は、改

善する義務、措置しなければならないのは施設の管理者、所有者等であると認識してございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 提出資料について、まず1点お問い合わせをします。

火葬場の設備の改修工事、ここで説明をいただいております。①から④まで。まずお聞きしたいのは、この施設ができて何年たっているのかをお答えください。

それと、結局火葬するための配線を全部取り替えていたと。それから、火力を制御するためのプログラムの作成、要するに一式全部取り替えているということだと思っておりますけれども、そういうことなのか。傷んで取り替えるならいいものにしようということだったと思うのですが、その説明をまず1点。

それから、159台、照明器具、LED化したということなのですが、これ、灯具込みですか。それとも中の電球だけの交換、両方取り替えたものと電球の交換だけというものがあるのでしたら、その説明をお願いしたい。これがまず1点目ですけれども。

今、同僚委員が質問した道の駅の浄化槽から出る水質基準について、今の課長の答弁であれば、浄化槽から出た検査結果を把握していたという発言がありました。そうすると、その解釈について確認をしたいのですが、結果書、これはどちらで保管をされているのか。どこの課で保管されているのか。これの所見には、ほぼ全部の検査結果に処理目的水質に適合していませんという表現があります。測定した結果に対しての基準値、望ましい範囲というふうに書いていますけれども、これはいろいろ調べましたら、環境基準として守らなければいけない数値というふうになっております。

浄化槽法定検査判定ガイドラインというのがありまして、これの一番最後に、総合判定における不適正は、法令の基準に違反している恐れがある場合を言うものであることから、現状の試験においては水質検査の結果のみから判定す

ることは適切ではなく、外観検査等により、その原因を明確にした上で判定すべきであると。

ですから、これで不適正と出されても、それだけで単純に何か問題あるということではないのですね、その浄化槽のほうのガイドラインであれば。原因を明確にしなさいというふうに書いています。これ、町でそういうことをやった経緯があるのかどうか。そのことをお尋ねをしたいと思います。

○川上委員長 環境生活課長。

○村山環境生活課長 まず、火葬炉のところでございます。火葬場について、ちょっと何年経過したかというの、ちょっとデータ持ってこないで申し訳ございません。制御盤については、委員おっしゃるとおり、内部のC検査という、各スイッチやセンサーの入力機器を信号によりあらかじめ決められたプログラムを出力するというC検査という回路を全て取り替えてございます。C検査取替ということにより、新たなC検査がプログラムに従って出力、機械を動かすということでございますので、合わせてプログラムの改造という形でございます。

次に、LEDについてでございますが、灯具等全て、灯具も球も全て取り替えたというところでございます。

あと、ちょっとガイドラインのところなのですが、そこの新たに第三者機関に不適正とされて、第三者機関にちゃんと調べてもらってというところでございますが、第三者機関に調べてもらったその結果というのは、当課のほうには報告がないというところでございます。よって、ちょっとその今までどこかでそういう第三者機関使ってやったかというのは、例えば民間のところとかというのは、検査の結果は来ますけれども、第三者機関にどうやって受けたという報告等が実際見られてないので、内容としては現状把握していないというところでございます。

あと、検査の記録の保管でございますが、検査結果については、検査結果、公益社団法人北海道浄化槽協会から来る結果については、結果の表というのはそれぞれその浄化槽を設置し

ている方の、所有者とか管理している方のところに結果表が行って、その結果と結果の一覧表みたいなものが北海道浄化槽協会から送られてくるので、当課としては町内にある浄化槽の一覧の中で基準、こういうのは適正ですよ、例えばBOD、数値こうですよという内容のものは一覧で来るというものでございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 まず、火葬場のほうですけれども、火葬する炉のほうに関しては、これはもう今さらの話なので、判定ができないのでよしとします。

ところが、灯具のほう、これ一式で513万7,000円かかったという報告になっていきます。ほかの公共施設、役場庁舎含めて、今の灯具で電球の交換だけで済むものが相当数あるはずですよ。蛍光管にしても。ただし、ここのように水銀灯をLEDに替えるとなれば、これは灯具込みで取り替えなければいけないのですけれども、このいただいた資料を見ますと、ごくありふれた灯具で、普通に電球だけ交換できるものが多いと私は思いますが、その判定というのはどういうふうにしたのでしょうか。最初から全部取り替えるというのはあまりにも過大なやり方だと思うのですが。その点についての再答弁を求めます。

それから、道の駅、浄化槽に対する、まず資料の整理ですが、今ちょっと誤解をされているのではないですか。あれは七飯町のものでしょから、七飯町が管理責任あります。道の駅に委託されて入っている方たちが管理するわけではないです。窓口としてはあの人たちが受け取って、役場に提出ということになります。

それで、一義的には商工労働観光課にその書類が来て、結果最終的には環境課がその結果を管理すべきと私は思いますが、そこは庁舎内でどういう位置付けになっていたのでしょうか。結局5年間の間、道の駅の浄化槽から排出された水というのは、ことごとく基準値をオーバーしているわけです。オーバーしていますよと、検査報告書に書かれています。これ、なぜ対処し

なかったのか。結局、課が違うからということ
で書類も預かっていませんし、中身もチェック
していませんという、そういうお答えはなかつ
たですけれども、結果としてはそういうこと
だったと思うのですけれども、これは非常にお
かしいですね。浄化槽を1年に1回定期的に検
査していますということだけですよね。その結
果、よくないという値を、どちらの課も対応策
も何も検討していないと。5年間ですよ。これ
は非常におかしいです。

河川に流入している水の水質基準について
は、これは公共施設としては必ず基準値を守る
ということが当たり前ですし、例えば民間の工
場か何かで、これ、どこかから指摘をされます
と、立会されたり、下手すればその工場の運
転を止めると、それで原因究明、対策をしる
という事例は全国にたくさんあります。なか
なか浄化槽がそこまでいっているのは少
ないかもしれませんが。基本的には、ちよ
っと考えられないような値で垂れ流しを
しているということですから、これは何
が原因かということをきちんと確か
めて、対応策をつくるべきだったの
です。それを5年のやってきていない
というのが、初めて今年、露見をした
わけですから、これに対する対応策、
どうするのか、お考えを聞きたい
と思います。

○川上委員長 先ほど、中川委員の質
疑の中で答弁されている部分あるの
ですけれども、環境生活課長が。町
として生活環境課のほうに資料的
なものは全部来るけれども、不適
切とかに対する改善だとかは、そ
の施設管理者が行うという答弁
しているのですけれども、それで
足りないということですか。

○平松委員 施設管理者というの
は七飯町ですよ。道の駅の委託
管理している人たちではないので
すから。七飯町の浄化槽です
から。だから七飯町がどうする
のかということは、さっき答
えてませんから。

○川上委員長 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開
いたします。

環境生活課長の答弁から入ります。

環境生活課長。

○村山環境生活課長 まず、LEDの
灯具全て替えなくてもよかったの
ではないかというところございま
すけれども、今回、このたび、
灯具についても火葬場設置から
ずっと使っている灯具という機
器でございますので、LED交
換に当たっては、灯具について
もかなり古いものでございま
したので、LED化するに当
たり、灯具についても新しく一
緒に入れ替えるといった考
えで、このような形で改修さ
せていただいたところでござ
います。

次に、商工観光課と当課のそ
こら辺のデータ、うちの課でも
浄化槽協会からデータ来てと
いうところで初めて知る形で
ございますが、今までそうい
う形で商工観光課と環境生活
課において連携は取ってい
ないというのが実情でござ
いますので、今後、その辺の
チェック機能をお互いに持
つように改善して、今後運
営していきたいと考えてござ
いますので、御理解のほど
よろしく願いいたします。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 まず、その灯具
を取り替えた理由は理由にな
ってませんね。古いから取り
替えた。どうせ取り替える
なら全部新しいもの。じゃあ
、全部そうしているのです
か。いろいろな公共施設。
LED化したときに、灯具
ごと取り替えていますか。
電球交換でほとんど済んで
いるのではないですか。こ
れ、きちんと調べて、もう
一度資料の提出をお願いします
。ほかもそうであれば、町
の方針として、LED化する
ときには灯具そのものから
交換をすると。それが町
の方針で全部そうしてい
ますと言うのだったら、そ
の資料を出してください。
私は球の交換だけで十分
できる、500万円もかけた
のは過大な工事であった
というふうに判断してい
ますので、それに答えら
れる資料をもう一度提出
してください。

それから、水質基準という
のは、これは自分

たちの町の大事な水源、河川を守るといふことですから、そこに対して基準をオーバーしているものが流れ出ていた5年間、それに対して課が違ふという話では、それは納得できないです。少なくとも何回も検査結果はちゃんとしなければ駄目ですよというふうに書かれてきているわけですから、どちらの課もそのことに関して、何ら反応もしていなければ検討もしていないと。基本的に何が悪いかわかりません。浄化槽の能力が足りない、私はそう思います。それで臭突付けたのではないですか、四十何万円かです。だから、対応策をしたということは、まずいという判断は役場のほうにあったわけですから。それが水をきれいにしなければいけないというところは抜けて、臭いだけの対策しかしていないというのは、これはおかしいと。

商工労働観光課のほうの調べは終わりましたので、一応、追加資料に対しての再度の質問になりますけれども、去年の決算時点で、そういう水質の環境基準を見直して、それに対策を立てるといふ協議も調査も何もなかったということですのでよろしいですね。

○川上委員長 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時36分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

環境生活課長の答弁から入ります。

環境生活課長。

○村山環境生活課長 先ほどお答えしたLED化の、全て灯具込みで替えたというところですが、まず、耐用年数が10年経過したもの、およそ20年が施設として経過している火葬場でございますので、全て20年たっているものについての灯具については、まずは交換させていただくと。設備の長寿命化が図られるものについては、今回、このLED化に当たりまして有利な起債が措置されてございますので、電球交換だけでは起債の対象とはならないという考えでございますので、灯具とともに交換しているというところがございます。

また、電球だけの交換になると修繕料とか消耗品という形で対応させていただいているというのが現状でございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして、商工観光課と当課の合併浄化槽の部分についてでございますが、私どものほうの課でも、検査の何か月か後にはデータが、BODとかのデータ来ます。そういった形で、お互い検査後のもの、あとはうちで把握しているもの、それを待たずしても、密にそういう合併浄化槽の数値、現状、情報を密に連携しながら、改善方法を互いに話し合っていきたいというふうに考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○川上委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、環境生活課に対する追加資料の審査を終了いたします。

環境生活課長、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、土木課の審査を行います。

土木課長、御苦労さまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いしたいと思います。

それでは、土木課長、お願いたします。

土木課長。

○笠原土木課長 それでは、共通様式に従いまして、事業ごとに御説明いたします。

共通様式ナンバー1の決算書ページ数162ページから163ページとなります。

8款1項1目、事業予算名、土木総務費で、事業目的は、土木課全体に係る事業の運営経費となっております、予算現額は539万5,000円に対し、支出済額537万2,589円、執行率は99.6%となっております。

支出の主なもの、12節委託料で、道路台

帳整備委託料、久根別川樋門・樋管管理委託料などとなっております。

なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー２の決算書ページ数は１６２ページから１６３ページです。８款１項１目、事業予算名、土木作業車管理費で、事業目的は、土木作業車の維持管理となっており、予算現額１,５９０万円に対しまして、支出済額１,４７２万２,１３７円、執行率は９２.６％となっております。

支出の主なものは、１０節需用費で、燃料費、自動車修繕料などとなっております。

次に、共通様式ナンバー３の決算書ページ数は１６２ページから１６３ページです。８款１項１目、事業予算名、車両センター管理費で、事業目的は車両センターの維持管理となっており、予算現額３７７万５,０００円に対しまして、支出済額３７０万６,５０４円、執行率は９８.２％となっております。

支出の主なものは、１４節工事請負費で、設備改修工事などとなっております。

なお、特定財源は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式４の決算書ページ数１６４ページから１６５ページです。８款１項１目、事業予算名、水防センター管理費で、事業目的は水防センターの維持管理となっており、予算現額２０７万２,０００円に対しまして、支出済額２０２万２,８１２円、執行率で９７.６％となっております。

支出の主なものは、１２節委託料で、施設管理委託料などとなっております。

次に、共通様式ナンバー５の決算書ページ数は１６６ページから１６７ページとなります。８款２項１目、事業予算名、道路橋りょう維持費で、事業目的は、道路橋りょうの維持管理となっており、予算現額４,８３２万７,０００円に対しまして、支出済額４,６７７万６,１６２円、執行率９６.８％となっております。

支出の主なものは、１４節工事請負費で、町道等舗装補修工事、町道等随時補修工事となっ

ております。

なお、特定財源は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー６の決算書ページ数は一般１６６ページから１６９ページとなります。８款２項１目、事業予算名、除排雪対策費で、事業目的は、冬期間における町道等の除排雪となっており、予算現額２億４,１０２万７,０００円に対し、支出済額２億２,９４０万８,７７４円、執行率は９５.２％となっております。

支出の主なものは、１２節委託料で、町道等除排雪委託料などとなっております。

なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー７の決算書ページ数１６８ページから１６９ページとなります。８款２項２目、事業予算名、道路改良事務費で、事業目的は、道路改良整備等に関する事務費となっております。予算現額は１８６万２,０００円に対しまして、支出済額１７９万６,４３２円、執行率で９６.５％となっております。

支出の主なものは、１３節使用料及び賃借料で、北海道土木積算システム使用料などとなっております。

なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、共通様式ナンバー８の決算書ページ数は、一般１６８ページから１７１ページとなります。８款２項２目、事業予算名、町道等単独改良事業費で、事業目的は町道等の改良整備となっており、予算現額２億６,２９６万６,０００円に対し、支出済額２億６,２６４万８８７円、執行率で９９.９％となっております。

支出の主なものは、１４節工事請負費で、各地区新設改良等工事、久根別３号橋架替工事などとなっております。

なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー９の決算書ページ数は１７０ページから１７１ページとなります。８款２項２目、事業予算名、道路工事連絡車管理費で、事業目的は、道路工事連絡者の維持管理

となっております。予算現額82万1,000円に對しまして、支出済額81万8,250円、執行率は99.7%となっております。

支出の主なものは、10節需用費で、燃料費または自動車修繕料などとなっております。

なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー10の決算書ページ数、170ページから171ページになります。8款2項2目、事業予算名、社会資本整備総合交付金事業費(道路)で、事業目的は幹線道路等の改良整備などとなっております、予算現額3,150万4,000円に對し、支出済額3,152万4,000円で、執行率は100%となっております。

支出の主なものは、12節委託料で、道路付属物点検委託料、14節工事請負費で、橋りょう長寿命化修繕工事となっております。

なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、共通様式ナンバー11の決算書ページ数は170ページから171ページとなります。8款3項1目、事業予算名、河川改良事務費で、事業目的は河川改良整備に関する事務費となり、予算現額8万7,000円に對し、支出済額8万6,280円、執行率は99.2%となっております。

支出の主なものは、13節負担金補助及び交付金で、各団体に対する負担金となっております。

次に、共通様式ナンバー12の決算書ページ数、170ページから173ページとなります。8款3項1目、事業予算名、河川改良費で、事業目的は河川の改良整備となっております、予算現額1億199万5,000円に對しまして、支出済額1億9万8,001円、執行率は99.9%となっております。

支出の主なものとしましては、14節工事請負費で、河川環境整備工事、軍川下流排水路整備工事などとなっております。

なお、特定財源は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー13の決算書ページ数、220ページから223ページとなります。11款2項1目、事業予算名、道路等災害復旧事業で、事業目的は道路災害の復旧となっております、予算現額3,466万5,000円に對しまして、支出済額3,466万4,300円、執行率で100%となっております。

支出の主なものは、14節の工事請負費で、町道等災害復旧応急工事となっております。

次に、共通様式のナンバー14の決算書ページ数、222ページから223ページの、11款2項2目、事業予算名、河川災害復旧事業で、事業目的は河川の災害復旧となっております、予算現額2,744万5,000円に對しまして、支出済額2,744万5,000円、執行率で100%となっております。

支出の主なものは、14節工事請負費で、河川災害復旧応急工事となっております。

続きまして、各種様式の説明となりますが、様式2の予算流用及び予備費充用の状況でございます。

11款災害復旧費の委託料に大雨による災害対応のための予備費からの充用を行っているところでございます。

以上で、簡単ではございますが、資料についての説明を終わります。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長 土木課長、ありがとうございます。

それでは、これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 ナンバー4です。水防センターの管理費というようなことで載っておりますが、この利用実績と言いますか、どのような利用がされているのか。町内会なんかでも会合の場として利用できるようなになっているというふうに言われておりますけれども、その実績と言いますか、それを一つ資料として提出していただきたいと思っております。

それから、施設管理委託料126万6,714円ということで計上されておりますけれども、実際の管理の中身、常駐して管理しているのか

どうか。そういった管理内容について出していただきたい。

以上です。

○川上委員長 上野委員、今答弁できるものは答弁して結構なのですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

土木課長。

○笠原土木課長 それでは、水防センターの関係ということで答弁させていただきます。

水防センターの利用実績ということでございますが、過去3年間ということで、ちょっと中身は、これは見学なのか、町内会の会合なのかということまではちょっと押さえておりませんが、令和4年度が17名、令和3年度で12名、令和2年度で24名の利用となっております。

水防センターの管理の部分の委託料ということでございますけれども、これは4月から10月の期間、水防センターを開けておまして、その間の常駐、シルバー人材センターのほうに委託しているものでございますけれども、受付だとか、あと清掃、草刈り等の業務を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 その草刈りとか、そういった作業があるかなというのは分かりますけれども、常駐までして管理するような、そういう必要があるのかどうかという点についてお伺いします。

○川上委員長 土木課長。

○笠原土木課長 委員おっしゃるとおり、当初、できた頃には300名程度の利用者ということがありましたけれども、コロナのせいなのかどうかというのは、ちょっとまた分からないのですけれども、利用者数はかなり少ないという状況は私どもも認識しているところでございます。

今後、来年すぐとかいうのはあれですけども、常駐をやめて、使いたいという方がいる場合は土木課に連絡していただいて、当課の職員が開けるとかという対応も前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよ

ろしくお願いいたします。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

平松委員。

○平松委員 まず、ナンバー1、12の委託料の中に久根別川の樋門の管理委託料というのが64万円、これは毎年上がっているはずなのですが、これは毎年上がっているはずなのですが、何人、何か所あるのかを教えてください。

それから、ナンバー3、車両センターで何か毎年工事の請負費というのが上がってくるのですが、今回の設備改修工事、内訳を説明してください。

ナンバー6、需用費の中にロードヒーティング電気代というのがあるのですけれども、すみません、今これロードヒーティングというのは何か所やっていて、もし説明できるのであれば、この箇所でのこのくらいという各箇所の電気代を説明していただけるとありがたいです。

それから、ナンバー10、委託料、道路付属物の点検委託料というのが上がっているのですけれども、この委託業者というのは年間1社でやってらっしゃるのか。それから、こういったものを点検して歩いていて、例えば車にぶつけられたので、誰がぶつけたか分からないと、そういうものを直したり何なりする、そういう工事なんかも含めての話なのかどうか御説明ください。

最後です。ナンバー12、公有財産の購入費というところで、中島川の用地購入というのがあるのですが、これ、こういったために購入したのかを説明してください。

以上です。

○川上委員長 土木課長。

○笠原土木課長 それでは、順次お答えしてまいります。

まず、久根別川の樋門・樋管管理委託料でございますが、こちらのほうは道の委託金という形で、受けながらやっているとございまして。町箇所数としては30か所、これを2名で15か所ずつ管理していただいているところでございます。

続きまして、車両センターのシャッターということでございます。今回、令和4年度では大きいほうの車両が置いてあるほうのシャッター1枚について修繕したという中身でございます。令和5年度も、一応もう1枚の大きいシャッターの予算というのを付けさせてもらっておりまして、それが終わると残り小さいものちょっと、シャッター、普通の車両のシャッターが1枚まだ不具合がある部分があと直せれば、一通り不具合のある部分の修繕というのは完了すると考えております。

道路付属物の点検の部分でございますけれども、こちらは委託業者、毎年これは入札をかけて委託業者1社によって、令和4年につきましては、大型視線誘導表、除雪とか矢印、道路脇の矢印の誘導表になりますけれども、226基について点検を業者のほうにさせていただいております。軽微な修繕的な、ボルトが緩んでいるとか、そういうものに関しては業者のほうでやっていただきますけれども、大きく壊れているとかという部分に関しては、別途、点検の結果を得て、うちのほうで発注して直すという流れとなっております。

あと中島川の用地購入でございます。こちらのほうは大中山駅前の団地造成している5号線下のところの付近の中島川に隣接する土地について、管理用道路として、そこから入っていくところがなかったものですから、河川の改修とか掘削等に必要の場合、入れるようにその部分の用地を購入して、簡単な整備を行っているというところでございます。

あと、答弁漏れないか、どれでしたか、すみません。（「ロードヒーティング」と呼ぶ者あり）

ロードヒーティング電気料でございますが、ちょっと今詳細な、申し訳ございません、資料がちよっとございませんので、申し訳ございません、後でお出しするというところでよろしくお願いたします。

以上であります。

○川上委員長 平松委員、よろしいですか。資料は後で。

平松委員。

○平松委員 まず、1番から。道からの委託ということで町が管理している2人の人にお金を払っているという形なのですか。それで30か所を2人でということは今聞きましたけれども、例えば大雨が降って、増水をしてきた、そのときに、ほとんど人力で回す樋門だと思うのですけれども、2人で同時に30か所を管理するということが果たしてできるのかどうかというのがちょっと疑問なのですけれども、当然普段からグリスを差したりとか、月に1回くらいスピンドル回して上げ下ろしやって、ものが引っかかってないとか、そういうこと含めての管理かと思うのですけれども、そこについての質問をもう一度しますのでお願いします。

車両センターはシャッター直すということで了解です。

ロードヒーティングは今言われたように、後で資料を頂きます。

それから、ナンバー10、いわゆるデリネーターですよ。道路付属物の点検委託料。226基ってどこら辺に主に付いているのかと、デリネーターだけなのですか。例えばガードレールだとか、公安委員会管理している止まれの標識だとか、何かそういったことを含めての1社の1年間の委託なのかどうか、それも説明をお願いします。

最後の用地ですけれども、河川管理をするための元々用地がなかったと、それで買い足しをすることになったという御説明でしたけれども、これは今までどうしてたのかということがちよっと疑問になりますけれども、こういった箇所というのは結構あるのか。今回のには関係ないか。それはやめます。

これ、土地の面積と地権者は何人いらっしゃるのかの説明をお願いします。

○川上委員長 暫時休憩します。

11時15分再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再

開いたします。

土木課長の答弁から始めます。

土木課長。

○笠原土木課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、樋門・樋管の委託料ということでございますが、こちらのほうに関しては毎月15か所を2人の方に、例えばごみがつまっていないかだとか、作動状況、あとは周りの草が生えている場合は草刈り等を実施していただいて、稼働状況があまりスムーズでないところはグリース塗っていただいたりとか、そういうときの管理をしていただいているというところでございます。

続いて、道路付属物の点検委託料ということでございます。これはあくまでもガードレールとか、そういうものは入っていませんで、あくまでも今回は大型の視線誘導表、大きい、普通のポールのようなデリネーターではなくて、大きい、例えば除雪のほうで矢印、ここですよという矢印とかがあると思うのですが、そちらのほうのあくまで点検を226基行っているというところでございます。（発言する者あり）

場所としては町全体なので、特にどの辺というのは、町にある全体的な部分ということでやっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

あと、中島の用地購入の部分でございますが、今まで農地だったところが宅造されたということでございまして、そちらのほうになかなか、今まで農地で地権者の方をお願いしながら入っているということではできたのですけれども、宅造となりまして、宅地ということになってきておりますので、それでこれを機に購入させていただいて、その河川管理、維持管理をしやすいようにしていきたいということで購入しているところでございます。

面積につきましては534.97平米で、地権者の方は1件ということでございます。よろしくお願いいたします。

○川上委員長 まだありますか。

平松委員。

○平松委員 最後の用地の分だけなのですが、535平米くらいを540ということなのですが、平米当たりになると結構いい単価だと思うのですが、それは宅地として購入したのですか。それとも、河川の敷地なんかで買うのと単価違うと思うのですが。ちょっとこの補足説明をお願いしたいと思います。

○川上委員長 土木課長。

○笠原土木課長 一応、これは近傍値の価格等もみながら、評価額等も参考にしながら購入しているところでございますけれども、平米で言いますと9,725円、坪で言いますと3万円程度ということでございますけれども、宅地造成するということで宅地並みに近い金額で購入しているところでございますけれども御理解願います。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 宅地になってしまってから買ったということで、普通に一般住宅並みの坪単価ですよね、坪3万円。宅地造成というのは、そもそも先に申請が出されますよね。土木ではないのでしょうか、役場のほうに。役場がそれを管理するわけですから、極端な話、河川敷の用地というのは先に役場が押さえておいて、それからそれ以外の土地を造成の許可を出すという流れをいくらでもつくろうと思えばつくたのではないかと思うのですが。造成されてしまってから一般に売り出す単価のような値段で買い取っているということは、知らなかったならしょうがないですけれども、造成の申請というのは役場に必ず来るはずですから、何か普通だったらもっと安いお金で河川敷の用地というのは買うことができると思うのですが、この点についての見解を、非常に一番高くなってからわざわざ買っているというふうに思うのですが。

○川上委員長 土木課長。

○笠原土木課長 あくまでも申請がきた手前のほうが宅地造成ということで宅地化されるということでございましたので、河川敷のほうに入

りづらくなっていくということで、あくまでもそこは宅地ということではないのですが、買うと決まったのも宅地造成がある程度まとまった後ということでございますので、そちらのほうはその金額で購入させていただいたということでございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 非常にこう開けたところで、いろいろな人が通るところで買うような値段で買っているということが、ちょっと合点がいかないですよね。河川敷のための道路用地を買う。宅地がたくさんあって、通行できる道路だったというわけでもないと思うのですけれども。こういう価格で問題がないという判断ですか。

○川上委員長 土木課長。

○笠原土木課長 今回の購入につきましては、特に問題がないという判断で購入させていただきましたが、今後こういうケース、いろいろ、河川敷等含めてございますので、いろいろ精査しながら事務を進めていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 一応、周りの実勢価格に合わせて購入したという説明がありましたけれども、個人名は要りませんから、周りの土地の評価額が幾らくらいになっているかという資料の提出を求めます。

○川上委員長 土木課長、大丈夫ですか。資料。出来次第、提出してください。

それでよろしいですか、平松委員。（「はい」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川委員 今の関連で、用地購入はいいのですけれども、ちょっと答弁の今のやり取りの中で造成しているというところの言葉がちょっと気になったもので、造成されているのですか。そこの、この購入した土地は。

○川上委員長 土木課長。

○笠原土木課長 あくまでも、先ほどもちよっ

と言いました、購入した部分の手前の部分については造成されていますけれども、あくまでも購入した部分については造成はされていないということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長 よろしいですか。

ほかにございますか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、土木課に対する審査を終了いたします。

土木課長、御苦労さまでございます。

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、都市住宅課の審査を行ってまいります。

都市住宅課長、御苦労さまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いしたいと思います。

それでは、都市住宅課長、お願いいたします。

都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 それでは、都市住宅課所管の令和4年度決算を共通様式に従って説明いたします。

まず最初に、共通様式ナンバー1、事業決算名は建築指導費（指導）になります。主に建築確認事務業務を推進することを目的としております。当初予算17万円、3月に整理補正を行い、予算現額が6万1,000円、決算額が5万8,696円、執行率96.22%となっています。

歳入、特定財源は記載のとおり、歳出の具体的な内容についても記載のとおりであります。

次に、共通様式ナンバー2、事業決算名は建築指導費（営繕）になります。事業目的は、建築営繕事務業務の推進を目的としております。当初予算45万円、3月に記載の旅費を整理補正し、予算現額が43万4,000円、決算額が43万2,179円、執行率99.58%となっ

ております。

歳入の特定は財源なし、歳出の内容は記載のとおりであります。

次に、共通様式ナンバー3、事業決算名が建築指導車管理費です。公用車1台分の維持管理を目的としております。当初予算22万円、3月に整理補正を行っております。予算現額が16万9,000円、決算額が16万4,990円、執行率が97.63%です。

歳入はなし、歳出の具体的な内容は記載のとおりです。

次のページになります。

共通様式ナンバー4、事業決算名は都市計画総務費になります。都市の健全な発展と秩序ある整備の推進を目的としております。当初予算75万2,000円、補正予算額は、3月に記載のとおりそれぞれ整理補正を行っております。予算現額は66万1,000円、決算額65万3,389円、執行率は98.85%です。

歳入、特定財源は記載のとおりで、歳出の具体的な内容についても記載のとおりとなっております。

次のページになります。

共通様式ナンバー5、事業決算名は公園整備管理費を目的としております。当初予算額2,102万1,000円、歳出補正については記載のとおりで、ここでは昨年の8月の大雨に伴う緊急的対策として、予備費から92万円を充当し、予算現額が2,379万3,000円、決算額が2,376万3,153円、不用額2万9,847円、執行率99.87%となっております。

10節需用費から11節役務費については記載のとおり、12節委託料、項目としては大きく7項目ございまして、ここについて昨年の大雨に伴う予備費より92万円を緊急的に充当して対応しております。

対応先は1項目目の都市公園等維持管理業務委託料408万7,600円のうち、米印4段目について、大川児童公園ほかの災害復旧対応について支出しております。

続きまして、5項目目の総合公園維持管理委託料827万680円のうち、米印3段目につ

いて、総合公園内園路の災害復旧委託を実施しております。

13節使用料及び賃借料については記載のとおり、14節318万8,900円は総合公園の排水路改修工事、その他については光陽児童公園ほか改修工事と、総合公園の縁台の撤去工事を実施しております。

15節原材料は記載のとおりとなっております。歳入についても記載のとおりであります。

次のページになります。

共通様式ナンバー6、事業決算名は、公園整備連絡車管理費となります。ここについても、公用車1台分の維持管理で、当初予算14万6,000円、記載のとおり3月に整理補正を行って、予算現額が10万6,000円、決算額は9万3,445円、執行率は88.16%です。

歳入、特定財源についてはございません。

次に、共通様式ナンバー7、事業決算名は都市環境整備費になります。都市景観の創出と行政財産の維持管理を目的としております。当初予算233万6,000円、記載のとおり6月に地域環境整備関連で増額補正を行っており、3月に整理補正を実施して、予算現額が382万9,000円、決算額が374万6,445円、執行率が97.84%となっております。

10節は庁舎道道前のサルビア苗などの購入、12節委託料、2項目総計が155万1,660円、一つ目が通常の開発行為の帰属等の66か所に対して草刈り業務を実施して、次に国道5号の蒜沢界の七飯町PR看板について、支障木の伐採委託を実施しております。これについては今年度予算化して、LEDの照明灯を設置しております。

13節使用料は記載のとおり、14節工事請負費は地域環境整備として141万9,000円、これは本町地区の連合会の継続要望で、昨年度34メーター実施しております。

そのほか、団地内補修工事として44万1,100円、都市住宅課で管理している道路路肩の補修や排水整備などを補修しております。

15節については記載のとおりです。

16節公有財産購入費については、本町地区

連合会からの継続要望で、実施している箇所の用地の越境に伴う用地購入費として買収して実施しております。

特定財源はございません。

次のページになります。

共通様式ナンバー8、項が変わりまして事業決算名が公園住宅管理費になります。町営住宅の維持管理を目的としているもので、当初予算1,609万円、記載のとおりそれぞれ補正を行い、補正予算額合計が180万3,000円、予算現額が1,789万3,000円、決算額が1,761万9,053円、執行率は98.47%です。

歳入、特定財源は記載のとおりとなっております。

1節報償、8節旅費については、費用弁償として、入居者選考委員会、3回開催しておりますので、それに伴う支出。

10節需用費の消耗品については記載のとおり。

その下の修繕料394万9,639円は、都市住宅課で管理している町営住宅についての小破修繕として、昨年度については98か所の修繕を実施しております。

11節役務費については記載の通り。

次に、12節委託料、5項目全体で545万9,614円となっております。

次に、14節工事請負費は、入居者退去等補修工事として313万600円、これについては、全体で17件で、鳴川高台団地が10件、上台団地が1件、冬トピア団地が6件を退去に伴う補修工事を行って、火災警報器取替工事として322万9,600円を支出しております。原材料については記載のとおりです。

次のページになります。

共通様式ナンバー9、事業決算名が社会資本整備総合交付金（公住）になります。目的は長寿命化計画に基づく効率的で円滑な更新を目的としております。当初予算1億8,646万1,000円、記載のとおり補正を行い、補正予算額が2億6,571万5,000円、前年度繰越額として7,547万円、決算額が2億6,57

1万4,119円、執行率としては100%です。

特定財源については記載のとおりです。

12節委託料から21節の補償・補填及び賠償金までは記載のとおりですが、冬トピア団地につきましては、令和4年をもって10年かかりましたが10棟の団地と集会所の改修工事が終了となっております。

続きまして、最後に共通様式ナンバー10、事業決算名が都市計画施設等災害復旧事業になります。昨年の8月の大雨災害に係るもので、記載の990万円の専決処分を行い、復旧工事3本を支出いたしました。

特定財源はなく、歳出の内容については記載のとおりです。

共通様式については、以上であります。

次に、様式2として、5万円以上の予算流用及び予備費充用の状況です。

この2項目については、昨年の8月の断続的大雨に伴う災害復旧委託として、予備費より対応しております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川上委員長 都市住宅課長、ありがとうございました。

それでは、これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 2点ほど、ちょっと。ナンバー1の負担金・補助及び交付金の中で、木造住宅の耐震診断補助金、申請がなくてゼロだということなのですが、周知は毎年やっているのかどうか。（発言する者あり）

聞こえませんでしたか、そうですか。

ナンバー1、負担金・補助及び交付金の件です。ここで木造住宅耐震診断の補助金ゼロということで、申請者がなかったということなのですが、毎年申請の周知と言いますか、それはやっておられるのかどうか。実際、申請した場合にどのくらいの補助金が出るのか。

それから、町でも無料で診断もするということがあったと思うのですが、そういうことも含めて、周知することがどのようにやられてい

るのか。それについてちょっとお伺いいたします。

それから、2点目です。ナンバー5です。ナンバー5の12委託料です。その中で、都市公園高木剪定処理委託料というのが56万1,000円ということで上がっておりますが、この中で特に都市公園5か所のてんぐ巣病の工事ということなのですけれども、どこの公園が行われて、実態と言いますか、どれだけの木の処理がされているのか、それについてちょっとお伺いいたします。

以上です。

○川上委員長 都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

共通様式ナンバー1の負担金・補助及び交付金、その下の木造住宅耐震診断補助金になりますけれども、これの実態と言いますか、これについては、七飯町については、平成23年度から補助事業を提案して実施しているのですが、今まで実績はございません。また、周知方法、周知されているかということについては、広報に毎年掲載して周知を行っている状況でございます。

補助金については、要件としては2階以下の住宅、500平米以下の住宅ということで、限度額8万9,000円の補助金の内容となっております。

続きまして、ナンバー5の都市公園高木剪定処理の委託料56万1,000円についての場所、その部分についてですが、この委託料56万1,000円については、都市公園5施設ということで、実施箇所が本町見晴公園、そして寿緑地、みどり児童公園、すずらん児童公園、見晴台こども遊園地のてんぐ巣病、また薬、また支障となる枝払いを処理業務として実施しております。

以上であります。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 木造住宅の耐震診断なのですけれども、先ほどの答弁では、実績はこれまで一切ないのですか、23年から実施しているという

ことなのですが。その辺について、まずもう一度、はっきりと、何年度にあって、何年度になかったとか、そういった実態が分かるように、ちょっと説明をお願いします。

それから、都市公園の関係ですけれども、よく聞こえないのもありましたので、見晴公園とか、寿緑地だとか、みどり公園だとか、分かりましたけれども、あと4、5のあれがちょっと聞こえませんでした。

それから、何本のてんぐ巣病をそれぞれの公園で対策を実施したのか。その数を答弁願いたいということです。

○川上委員長 都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 再質問についてお答えします。

繰り返しになりますけれども、ナンバー1の木造住宅耐震診断補助金、これについては、七飯町については、平成23年度から予算化をしておりますが、実態としては、実績としては過去から今日までございません。

ナンバー5の高木剪定処理については、改めて公園読みますけれども、本町見晴公園、寿緑地、みどり児童公園、すずらん児童公園、見晴台こども遊園地のてんぐ巣病、薬、また、そのときに支障となる枝払い処理業務を令和4年度については実施しております。

また、令和5年についても引き続き、委託、冬の委託の前に改めて調査をしながら、必要な箇所を高木剪定処理として委託していきたいと考えております。

以上であります。

○川上委員長 各公園のてんぐ巣病の数はわかりませんか。

都市住宅課長。

○川島都市住宅課長 てんぐ巣病対策として、枝払いをした樹木の数については、今資料として持ち合わせておりませんので、ペーパーで後日というか、明日でも皆さんにお配りしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○川上委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、都市住宅課に対する審査を終了いたします。

都市住宅課長、御苦労さまでございます。

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、上下水道課の審査を行います。

上下水道課長、御苦労さまでございます。

水道事業会計と下水道事業会計でございますけれども、時間の関係上、今回、今は水道事業会計の決算書及び提出資料に基づき、簡潔に説明をお願いしたいと思います。

それでは、上下水道課長、お願いいたします。

上下水道課長。

○池田上下水道課長 それでは、水道事業会計決算について、要求された資料に沿って説明させていただきます。

初めに、決算書から説明させていただきますので、令和4年度七飯町公営企業会計決算書を御用意願います。

最初に、決算書の目次からとなりますが、例年同様、水道事業会計決算については3部構成となっており、上から順に、決算報告書、財務諸表、次に、事業報告書、最後は決算附属書類の構成となっておりますが、決算書のページ総数が52ページに及ぶため、内容については要点のみ説明とさせていただきますことを御了承願います。

それでは、初めに、水道2ページから7ページ、決算報告書及び損益計算書までについてですが、過日の令和5年9月8日、七飯町議会第3回定例会、日程第11、令和4年度七飯町水道事業会計決算認定において、一般会計決算等歳入歳出決算認定の総括説明並びに決算書を事前に配付させていただいておりますことより、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、今年度の損益決算書のポイントなので

すが、営業損益が令和3年度は2,202万7,552円の営業利益だったのに対し、令和4年度は2万5,726円の営業損失となっております。

営業収益は前年度比147万5,137円の微増に対して、営業費用が2,540万4,190円の大幅な増となっております。

詳細な原因については、この後、水道36ページからの費用明細等において説明させていただきます。

なお、営業外収益等により営業利益を計上し、最終的な純利益として令和3年度は6,325万7,884円だったのに対し、令和4年度は4,242万8,133円の純利益となっております。

次に、水道の8ページ、剰余金計算書となります。この表は、貸借対照表で整理する資本金及び剰余金はその年度中にどのように増減変動したかを表す計算書となり、記載のとおり、一番下段のほうになりますが、1億1,061万2,352円が令和4年度末の未処分利益剰余金の残高となります。

次に、その下、下段に4として、剰余金処分計算書がございます。令和4年度の未処分利益剰余金の当年度末残高、先ほどの金額に対して、七飯町公営企業剰余金の処分等に関する条例の規定により、未処分利益剰余金の20分の1以上の金額でございます2,000万円を企業債の償還に充てる目的の減債積立金に、同じく建設改良費の補填財源に使用される建設改良積立金に2,500万円をそれぞれ積み立ててございます。

続きまして、水道10ページ、貸借対照表になります。

最初に、資産の部となりますが、1の固定資産については、配水管や電気計装設備など、4条予算により整備した水道施設の取得価格、減価償却累計額、残存価格などを表し、固定資産合計額では、中段ほどにございます、前年度より5,379万558円減少した44億5,881万4,933円となっております。

次に、その下、2の流動資産は、現金、預金

の期末残高で、未収分の水道料金などを計上しており、前年度と比較して2,355万4,336円増加した4億7,959万4,270円となっております。

固定資産並びに流動資産を合わせた資産合計は、一番下段でございます49億3,840万9,203円と、前年度より3,023万6,222円減少しております。

次に、水道11ページ、負債の部となりますが、3の固定負債、4の流動負債については、主に企業債の年度末現在高を計上しており、令和5年度の企業債償還額として1億4,365万6,518円を流動負債に、令和6年以降償還予定の企業債残高として23億2,590万9,095円をそれぞれ固定負債のほうに計上しております。令和4年度末の企業債現在高は、前年度と比較して2,969万8,850円減少し、24億6,956万5,613円となっております。

次に、その下、5の繰延収益は、償却資産の取得に際に交付されました補助金等を長期前受金として整理したもので、その年度末現在高は25億416万2,207円、資産の減価償却に伴う収益化累計額は11億3,723万2,736円で、繰延収益合計額は13億6,692万9,471円となっております。

これら、固定流動負債及び繰延収益を合わせた負債合計は38億6,958万8,890円で、前年度より7,266万4,355円減少しております。

続きまして、次のページ、水道12ページの資本の部となります。6の資本金は固有資本金で、企業開始時の引き継ぎ資本金として9,611万9,987円を、次の出資金として2,122万1,000円は、一般会計からの出資分として昭和55年並びに平成5年度にそれぞれ出資金を受け入れてございます。組入資本金は4億2,582万2,988円となっており、7番目の剰余金は、先ほどの説明の剰余金計算書で説明しておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

これらを合わせた資本金及び剰余金の合計額

は10億6,882万313円で、前年度より4,242万8,133円増加しており、この結果、歳出資本の合計額は49億3,840万9,203円で、前年度より3,023万6,222円減少しており、決算書、水道10ページの資産合計額と一致しております。

続きまして、水道13ページ、6の注記ですが、これらは地方公営企業法第35条から第41に規定される事項について、七飯町水道事業会計の基準及び手続等を注記として開示しております。

ギリシャ数字の1番目の重要な会計方針に係る事項に関する事項は、決算書と記載内容に変更はございません。

次に、水道の14ページ、2の貸借対照表等に関する注記では、当年度の引当金の移動額について記載しております。今年度も過年度営業未収金の収納実績等より同引当金から特別利益として2万7,320円を戻入しております。

次に、水道15ページ、ギリシャ数字の3は、セグメント情報に関する注記ですが、企業会計規程第104条第1項第1号より、報告セグメントを七飯地区、藤城地区及び大沼地区の旧簡水浄水地区に分けて、それぞれの営業収益、営業費用等の金額を記載しております。このセグメントでは、中段に経常損益欄がございまして、4,243万5,001円の経常利益の内訳を説明させていただきます。七飯地区では9,403万1,120円の計上利益を、藤城地区では2,969万7,942円、大沼地区では2,189万8,177円のいずれも経常損失のほうを計上させていただいております。七飯地区での利益により他の地区の損失を補っている収支構造がこちらのほうからも分かるかと思われま。

ここまでが決算報告書と財務諸表の説明でございます。

次の水道17ページ目からは事業報告書となり、次の水道18ページをお開き願います。

令和4年度七飯町水道事業報告書でございます。

1の概況、総括事項ですが、イに給水人口及び配水状況、ロの建設改良事業等を、記載のとおりとなっております。

記載のポイントとしましては、老朽化の更新を進めているのですが、有収率の低下が年々見られている状況となっております。そのため、令和4年度改定の経営戦略等において、管路更新費用の増加を図るなどの計画変更のほうを図ることで更新費用を増やしていきたいというふうにこちらのほうで考えてございます。

続きまして、次の水道19ページ、ハの財政状況ですが、記載のとおりとなっております。前段で説明したとおりでございますので、ここでの説明は省略します。

次に、水道20ページには、2の経営指標に関する事項、3、議会議決事項、4、行政官庁認可事項、5、職員に関する事項、6、料金その他供給条件設定または変更に関する事項などは記載のとおりでございます。

次に、水道21から24ページ、2の工事に関する事項として、令和4年度において着工または竣工した建設工事、改良工事等の施工内容で、水道21ページ、2は建設工事として1件、水道施設電気計装設備工事、水道22ページには、改良工事として契約額1,000万円以上の8件の老朽管の布設替の工事を、水道23ページには、保存工事として水道量数機の購入費と取替工事で、台数及び金額を記載してございます。

なお、4番目の受託工事については、当該年度はございませんでした。

続きまして、水道24ページ、3、業務に関する事項ですが、予算に定められた業務の予定量について、年度末における実績、それぞれの前年度比較について記載してございます。

水道25ページにございます令和4年の給水原価は146円19銭、水道51ページにあります供給単価は157円37銭となっております。

続きまして、水道の26、27ページには、4として会計に関する事項となります。

1の重要契約の要旨ですが、令和4年度中に

契約締結しました1件100万円以上の契約となります。総数は25件で、内容は記載のとおりとなっております。

次に、水道28ページ、企業債及び一時借入金概況でございますが、将来世代への負担等を考慮し、企業債等に極力依存しない形で施設等の更新を行うべく、起債額、償還額を管理させていただいております。

なお、詳細は水道44から49に企業債明細、及び水道の11ページの先ほどの固定流動負債において説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

その下、3、その他会計経理に関する重要事項、イからロは記載のとおりで、ハの企業管理規程等も記載のとおり制改定させていただいております。

水道30ページ、5、付帯事項、6、その他の(1)不課税収入の用途の特定について並びに2の決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事項についても、記載のとおりですので、説明については省略させていただきます。

なお、水道事業の一般会計からの繰入金については、この後、指定様式の説明の際に詳細な説明をさせていただきます。

続きまして、決算附属書類となります。

水道33ページをお開き願います。

七飯町公営企業のキャッシュフロー計算書は、間接法表示に準拠して作成しております。今年度純利益が計算の基点となりますので、1の業務活動によるキャッシュフローは2億1,369万3,715円、2の投資活動によるキャッシュフローとして1億6,15万44円、3の財務活動によるキャッシュフローは2,969万8,850円となっております。

この結果、令和4年度中の資金の増加は2,184万4,821円の増加となっており、期末残高でございますが、4億2,623万4,358円となっております。

次の水道34ページ、2の収益費用明細書ですが、収益計算書の内訳となりますので、1の収益明細については、先ほどの水道7ページの内訳並びに14ページの内容と重なりますの

で、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、水道36ページをお開きいただきますようお願いいたします。

2の費用明細から簡単に説明いたします。

1款水道事業費用は4億4,373万6,168円で、前年度と比較して2,205万7,216円増加しております。増減率は5.2%の増です。

1項営業費用は4億864万2,317円で、前年度比2,447万4,415円の増加となっており、その内訳ですが、1目原水及び浄水費は3,541万4,550円で、前年度比793万6,719円の増となっております。主な増加要因は、施設の修繕費並びに動力費等が増加しているためでございます。

次に、2目配水及び給水費は5,138万8,835円で、前年度比252万1,014円の減となっております。主な減少要因は、委託料並びに修繕料の増減等があったためでございます。

次に、水道37ページ、3目受託工事費は、当該年度、支出はございませんでした。

次に、4目業務費は、水道料金の調定、収入及び検針等の業務に関する費用で3,668万9,415円で、前年度比542万7,367円の増となっております。主な増加要因は、委託料、賃借料、負担金等が増加したためでございます。

次に、5目総係費は852万4,272円で、前年度比673万1,418円の増となっております。主な増加要因は、委託料が増加したためとなっております。

次に、水道38ページ、6目職員給与費は、職員6名分の給与、法定福利費等で4,979万990円で、前年度比191万1,512円の増となっております。主な増加要因は、給料並びに賞与引当金等が増加したためでございます。

次に、7目減価償却費は、固定資産の取得額等で2億1,518万1,619円で、前年度比352万8,468円の増となっております。

8目資産減耗費は1,165万2,636円、前年度比で145万9,945円の増となっております。

ります。

次に、2項営業外費用は3,505万9,663円で、前年度比237万8,259円の減、3項特別損失は、過年度損益修正損で、水道料金の過年度還付金等10件分、3万4,188円となっております。

次に、水道39ページ、資本的収支明細書でございます。

資本的収入については、特定収入割合が基準率の5%を下回っているため、消費税等の収入は受けてございません。

それでは、1の収入明細ですが、1款資本的収入は1億2,566万7,840円で、前年度と比較して2,493万482円の減少、増減率は16.6%の減となっております。

収入の内訳では、1項企業債が1億2,330万円で、前年度と比較して2,370万円の減。2項長期前受金は、工事補償金で236万7,840円、前年度と比較して123万482円の減となっております。

次に、水道40ページ、支出の明細ですが、1款資本的支出は3億1,751万6,734円で、前年度と比較して4,240万9,888円の減少、増減率は11.8%の減となっております。

支出の内訳ですが、1項建設改良費は1億6,451万7,880円の決算額で、前年度と比較して4,775万2,116円の減。

2項企業債償還金は1億5,299万8,850円で、前年度と比較して534万2,228円の増となっております。

ここまでが収益費用、資本的収支の明細書となっております。

この後のページの固定資産、企業債明細書等につきましては、前段で説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、決算書50、51ページには、七飯町水道事業の経営分析、財務分析表を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、令和4年度七飯町水道事業会計決算の概要についての説明を終わります。

続きまして、要求資料について説明いたします。

指定された共通様式で説明させていただきます。

ナンバー 1、4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費は、補正予算等はなく、水道事業会計へ一般会計からの繰出金として 1,218 万 4,000 円、前年度比 122 万 1,000 円の減でございます。

具体的な内容としましては、簡水債の利息分 1,182 万 4,000 円と、公営企業職員の児童手当 36 万円となっております。

続きまして、指定様式の 3、収入未済額の状況ですが、表の上段は現年度分の内訳で、水道料金と手数料の令和 4 年度から発生した収入未済額となっております。

表の下段は、滞納繰越分の状況で、調定額 4,425 万 8,896 円に対し、収入額が 4,325 万 1,681 円でした。それに対して不納欠損額が 20 万 9,430 円を差し引きました収入未済額合計は 79 万 7,785 円となり、前年度比 18 万 858 円の収入未済額の減となっております。年度別の内訳については記載のとおりでございます。

次に、様式様式の 4、不納欠損処分状況でございます。理由別では、生活困窮、居所不明、本人死亡等による事由で、98 件、31 名の、金額としまして 20 万 9,430 円の不納欠損処分を行っております。

なお、法的根拠につきましては、いずれも令和 2 年 4 月 1 日改正前の民法第 173 条の金銭債権の消滅時効によるものでございます。

以上で、提出した資料の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○川上委員長 上下水道課長、ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後 1 時再開いたします。

午後 12 時 03 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

引き続き、上下水道課長より、下水道事業会計についての決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いしたいと思います。

上下水道課長、よろしく願いいたします。

上下水道課長。

○池田上下水道課長 それでは、下水道事業会計決算について、要求された資料に沿って説明させていただきます。

初めに、決算書から説明させていただきますので、七飯町公営企業会計の決算書のほうを御用意願います。

決算書の目次となりますが、水道事業同様 3 部構成となります。決算書のページ総数は 52 ページですので、同様に要点のみの説明とさせていただきますので御了承願います。

それでは初めに、下水の 54 から 59 ページ、決算報告書及び損益計算書についてですが、水道事業同様に過日の令和 5 年 9 月 8 日、七飯町議会第 3 回定例会において、日程 12 の令和 4 年度七飯町下水道事業会計決算認定の際に、一般会計等歳入歳出決算認定の総括説明並びに決算書のほうを事前に配付させていただいておりますことより、詳細な説明のほうは省略させていただきます。

なお、損益計算書のポイントとしましては、営業収益は前年度比で 2,026 万 4,251 円の大幅増に対し、営業費用は 577 万 7,088 円の増となっております。

これは、令和 4 年 10 月分より、下水道使用料の改定をさせていただき、収入額のほうを増額させていただいたためでございます。

なお、公共下水道として 2,569 万 6,680 円、特環下水道 254 万 3,932 円の収入増が大きな要因となっております。

営業損益になりますと、令和 3 年度は 2 億 5,324 万 8,560 円の営業損失に対し、令和 4 年度も営業損失は計上しているのですが、2 億 3,876 万 1,397 円と、営業損失の額の圧縮を図ることができました。

これにより、経常損益ですが、令和 3 年度は

7万1,302円の経常損失だったものに対し、令和4年度は30万2,938円の経常利益を計上することができました。

支出の詳細につきましては、水道同様、このうち下水の88ページからの費用の明細のところで詳細のほうを説明させていただきます。

なお、営業外収益等により最終的な純利益なのですが、令和3年度は64万9,847円の純利益でした。

令和4年度は39万3,552円の純利益を計上させていただいております。なお、金額が令和3年度より純利益が減ったのは、特別利益が令和3年度は79万2,537円計上していたのですが、令和4年度は10万2,230円と、後で過年度の損益の修正、戻入益の話のところになるのですが、そこら辺が要は特別利益で金額が圧縮されてしまったので、令和3年度はより純利益が減っているというような形となっております。

次に、下水道60ページ目、剰余金の計算書となります。

この表は、先ほどの水道同様、貸借対照表で整理する資本金及び剰余金はその年度中にどのように増減変動したかを表す計算書となります。

一番下段のほうに、最終的に2,845万7,534円が令和4年度の末の未処分利益剰余金の残高となっております。

次に、それを受け、下段の剰余金処分計算書となります。

令和4年度の未処分利益剰余金の当年度末残高に対し、七飯町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の規定に基づいて、未処分利益剰余金の20分の1以上の額でございます200万円を企業債の償還に充てる目的の減災積立金のほうに積立をさせていただいております。

続きまして、下水の62ページの5の貸借対照表になります。

最初に、資産の部からとなります。

1の固定資産については、下水道管や汚水処理設備など、4条予算により整備させていただきました下水道施設の取得価格、減価償却累計

額、残存価格等を表してございます。固定資産合計は、前年度より2億9,109万1,833円減の93億2,362万4,211円となりました。

次に、その下、2の流動資産は、現金、預金の期末残高で、未収分の下水道使用料などを計上しており、前年度と比較しまして5,308万5,193円増の1億4,489万1,987円となっております。固定資産及び流動資産等合わせた資産の合計は94億6,851万6,198円で、前年度より2億3,800万6,640円減少してございます。

次に、下水の63ページの負債の部となります。3の固定負債と4の流動負債には、水道事業と同様に企業債の年度末現在高を主に計上してございます。令和5年度の企業債償還額としまして、流動負債のほうに3億789万1,816円を、令和6年度以降の企業債の支払予定額として17億4,204万5,604円を固定負債のほうに計上してございます。令和4年度末の企業債の現在高は、前年度と比較して2億6,079万4,621円減の20億4,993万7,420円となっており、水道事業より既に企業債のほうは圧縮が図られてございます。

次に、5の繰延収益は、償却資産の取得に伴い交付されました補助金等の長期前受金を整理してございます。年度末現在高は51億4,796万4,070円、資産の減価償却に見合う収益化累計額は6億1,761万7,126円、繰延収益合計は45億3,034万6,944円となり、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせた負債合計額は66億4,143万3,618円と、前年度より3億7,689万6,642円減少してございます。

続きまして、次の下水64ページ、資本の部となります。企業債開始時の引き継ぎの資本金でございます固有資本金は21億7,060万6,542円で、前年度と同額でございます。繰入資本金は5億2,696万7,580円で、資産の取得や企業債、元金償還分等のため、一般会計から出資を受けた資本金として、今年度もこちらのほうに計上させていただいております。

す。

組入資本金はゼロ円で、7の剰余金は、先ほど説明させていただいた剰余金計算書等の金額で説明させていただいておりますので省略させていただきます。

資本金及び剰余金を合わせました資本の合計は28億2,708万2,580円、前年度より1億3,889万2円増加してございます。

この結果、再資本の合計は94億6,851万6,198円、前年度より2億3,800万6,640円の減で、下水の62ページの資産の合計額と一致してございます。

続きまして、下水の65ページ、6の注記となります。

地方公営企業法第35条から第41条の規定される事項について、七飯町の下水道事業会計の基準及び手続等を注記として開示してございます。

ギリシャ数字の1の重要な会計方針に係る事項に関する注記は、前年度決算と記載内容等に変更はございません。

下水66ページ、2の貸借対照表等に関する注記には、先ほど引当金のお話、戻入のほうのお話をさせていただきましたが、当年度引当金の移動額について記載している分となります。今年度も過年度の営業未収金の収納実績等より同引当金から特別利益として10万2,230円を戻入させていただいております。

下水67ページ、3のセグメント情報に関する注記ですが、企業会計規程第104条第1項第2号より、報告セグメントを、公共下水道と特定環境保全公共下水道に分け、それぞれ営業収益、営業費用等の金額を明示してございます。

このセグメントの中段にございます経常損益の欄に30万2,938円の経常利益として記載してございますが、内訳としましては、公共下水道事業は141万368円の経常利益に対し、特環下水道の事業は110万7,430円の経常損失を計上しておりますが、特環下水道事業では、公共下水道事業から会計間調整交付金という形で、下水の82ページに記載がござい

ますが、2,750万円の調整を図っております。この調整前では、公共下水道事業は2,891万368円の経常利益を計上してございました。なお、特環下水道事業は2,860万7,430円の経常損失となっており、公共下水道事業の利益により、特環下水道事業の損失を補っている収支構造となっております。

ここまでが、決算報告書と財務諸表の説明となります。

次の、下水69ページからは事業報告書となります。

下水の70ページをお開き願います。

令和4年度七飯町下水道事業報告書となります。

1の概況、(1)総括事項ですが、イの処理区域内人口、水洗化済み人口及び汚水処理状況並びに建設改良事業等は記載のとおりとなっております。

ポイントとしましては、大沼下水浄化センターの更新を必要最低限において実施しております。これは特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況等により、現在検討しております特環下水道の広域化事業が実現するまでの間、既存施設において汚水処理を確実に実施するための更新と位置付けてございます。これらについても、ストックマネジメント計画に基づいて、有利な、社会資本整備総合交付金等をいただくような形で整備のほうを図らせていただいております。

次の下水71ページ、ハの財政状況は、記載のとおりとなっております。前段で説明したとおりなので、ここでの説明は省略させていただきます。

下水72ページには、経営指標に関する事項、3の議会議決事項、4、行政官庁認可事項、下水の73ページの職員に関する事項、6、料金その他供給条件の設定等の変更に関する事項などは、記載のとおりでございます。

次の74ページから76ページは、工事に関する事項で、令和4年度において着工または竣工した建設工事、改良工事等の施工内容で、下水の74ページに建設工事として2件で、大沼

の下水浄化センター関連の建築機械設備並びに電気設備の工事の関係を記載してございます。

下水75ページは改良工事で、契約額1,000万円以上1件のマンホールポンプ場ほか整備修繕工事を、下水76ページ保存工事、受託工事は、当該年度は該当がございませんでした。

続きまして、下水77ページから業務に関する事項となります。予算に定められた業務の予定量として、年度末における実績、それぞれ前年度と比較を記載してございます。なお、下水の78ページに令和4年度汚水処理原価154円88銭、下水104ページには使用料の単価として138円2銭とそれぞれなっております。

続きまして、下水79ページからは、4の会計に関する事項となります。

1の重要契約の要旨でございますが、令和4年度中に契約締結した1件100万円以上の契約となり、総数は10件で、内容は記載のとおりとなっております。

次に、下水の80ページ、2の企業債及び一時借入金の概況でございますが、インフラ整備のために急速に整備しました下水道施設に対する企業債の償還を現在進めてございます。

なお、詳細は下水の96から102の企業債明細書並びに下水の63ページで、先ほど説明しました固定・流動負債において説明しております内容となっております。

次に下水の80ページ、その下、(3)その他、会計経理に関する重要事項、イからロは記載のとおりで、ハの企業管理規定等も記載のとおり制改訂してございます。

次に下水の81ページの5、附帯事項、下水82ページ2の決算日以後に生じた企業の状況に関する重要な事項についても、記載のとおりですので、説明については省略させていただきます。

なお、一般会計からの繰入金の使途について、6、その他の1、不課税収入の使途の特定を通じて御説明させていただきます。

1番、他会計負担金5,452万6,586円は、記載のイからチにあるとおり、基準内繰入

として認められている一般会計からの繰入れで、主に企業債の償還等に充当しております。

2の他会計補助金は、3条、営業収支不足分に充当している分で5,495万6,038円で、3条関係の一般会計繰入金は合計で1億948万2,624円となります。

次に、下水82ページ、5の付帯事項は決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事項について記載してございます。

説明については、記載のとおりでございます。

なお、一般会計からの繰入金の使途について、6のその他の(1)付加税収入の使途の特定を通じて御説明させていただきます。

1番目、雨水処理負担金として636万8,925円、並びに他会計負担金5,107万5,956円は、記載のイからチにあるとおり、基準内の繰入として認められているもので、主に企業債の償還等に充当しております。

②の他会計補助金は、3条営業収支不足分に充当している分として、2,340万8,489円を基準外として繰り入れし、3条合わせて一般会計の繰入金は合計8,085万3,370円となり、前年度比2,862万9,254円減少してございます。

次に⑥建設改良費の財源として他会計補助金、4条分で65万180円を基準外繰入し、⑦の他会計出資金として1億3,849万6,450円も基準外繰入として、4条関係、一般会計からの繰入合計額は1億3,914万6,630円となり、3条、4条合わせて合計2億2,000万円の繰入を一般会計から行っており、前年度比で7,000万円の減となっております。

続きまして、決算附属書類となります。下水85ページをお開き願います。

キャッシュフローの計算書でございます。基本的な考え方は、水道事業と同一でございます。

1の業務活動によるキャッシュフローは2億1,161万5,200円、2の投資活動によるキャッシュフローは5,926万3,783円、

3の財務活動によるキャッシュフローは1億2,229万8,171円となっており、この結果、令和4年度中の資金の増加額は3,005万3,246円であり、期末残高は6,903万9,582円となっております。

次に、下水86ページ、2の収益費用明細書でございます。

損益計算書の内訳となり、(1)収益明細書については、下水の59ページの内訳と重なりますので、ここからの説明は割愛させていただきます。

次に、下水の88ページとなります。

ここからが費用の明細となりますので、簡単に説明させていただきます。

1款下水道事業費用は7億1,526万6,817円で、前年度と比較して2,014万9,539円増加し、増減率は2.9%の増となっております。

1項営業費用は6億3,992万6,752円で、前年度比577万7,088円の増となっております。

その内訳ですが、1目処理場費は、大沼下水浄化センターの維持管理に要する費用として7,496万5,376円となっております。前年度比402万3,159円の減であり、主な減少要因は、施設の修繕費が減少したためとなっております。

次に、2目管渠費は、污水管、マンホール、ポンプなどの維持管理に要する費用で2,309万3,650円となっております。前年度比678万4,126円の増となっており、主な増加要因は、委託料と動力費、電気料が増加したためとなっております。

次に、3目流域下水道管理費は、函館湾流域下水道の維持管理に係る負担金として8,860万1,010円となっております。前年度比604万2,056円の増となっており、主な増加要因は負担金なのですが、この内訳として、函館湾流域下水道からの負担金請求の中の変動費、これが主に動力費等が当初予算に比べて6,176万円の増加の補正をしており、その負担を七飯町が定められている割合で負担すること

が伴ったために増加しております。

次に、下水89ページ、4目業務費は、下水道使用料及び受益者負担金等の調定などに要する費用であり、1,468万2,536円でございます。前年度比272万1,870円の増で、主な増加要因は、委託料の増加となっております。

次に、5目総係費は、下水道事業活動全般に関連する費用で145万6,543円で、前年度比80万9,661円の減となっております。主な減少要因は委託料が減少したためとなっております。

次に、下水90ページ、6目職員給与費は、職員4名分の給与、法定福利費等で2,277万6,047円で、前年度比668万1,834円の減となっております。主な減少要因は、給料、手当等のほか、法定福利費等も減少したためでございます。

7目減価償却費は、有形・無形固定資産減価償却費で4億1,425万7,120円、前年度比532万5,549円の増となっております。

7目資産減耗費は、有形固定資産除却債等の費用で、固定資産の除却費として9万4,470円となっております。前年度比358万1,904円の減となっております。

次に、2項営業外費用は7,532万8,449円で、主な内訳は支払利息の企業債等の利息になるのですが、前年度比1,443万2,223円増となっております。

次に、3項特別損失は、過年度損益修正損で、前年度以前の損益の修正で、損失の性質を有するものを計上してございます。内容は、下水道使用料の過年度還付金で4件、1万1,616円で、前年度比5万9,772円の減となっております。

次に、下水91ページ、3の資本的収支明細書でございます。収入の明細では、資本的収入が2億8,552万4,830円で、前年度と比較して689万3,654円の増加、増減率は2.4%の増となっております。

収入の内訳では、1項企業債が8,560万円

で、前年度と比較して3,140万円の増。

2項出資金は1億3,849万6,450円で、前年度と比較して4,117万4,389円の減。

3項補助金は6,054万8,180円で、前年度と比較して2,233万1,643円の増。

4項負担金等は88万200円で、前年度と比較して566万3,600円の減となっております。

次に、下水92ページです。支出の明細ですが、1款資本的支出は4億6,592万6,112円で、前年度と比較して933万5,644円の減少、増減率は2%の減となっております。

1項建設改良費は、下水道施設の整備改良等に要する経費として計上してございまして、決算額は1億1,953万1,491円で、前年度と比較して2,926万5,166円の増。

2項企業債償還金は3億4,639万4,621円で、前年度と比較して3,860万810円の減となっております。

なお、このうち920万4,000円は繰上償還分となっております。

ここまでの収益費用、資本的収支の明細でございます。

この後のページの固定資産、企業債明細書につきましては、前段で説明したのものでございまして、ここからの説明は省略させていただきます。

最後に、決算書の下水104、105ページは、参考でございますが、七飯町下水道事業の経営分析、財務分析表を掲載してございます。

以上で、令和4年度七飯町下水道事業会計決算の概要についての説明を終わります。

続きまして、資料要求の資料について説明させていただきます。

指定されました共通様式で説明させていただきます。

上段に水道で、下段のほうに下水道となっておりますので、下段のナンバー1、8款土木費4項都市計画費1目公共下水道費を御覧ください。

こちらは、令和4年10月調定分の下水道使用料の改定に伴いまして、繰入金を2,000万円の減額補正をしております。予算総額を当初の2億4,000万円から2億2,000万円とさせていただきます。

支出額につきましては、一般会計からの繰入金として2億2,000万円で、先ほど説明しましたとおり、前年度比7,000万円の減となっております。

一般会計の繰入については、先ほど説明しましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

指定様式3、収入未済額の状況です。表の上段、現年度分の内訳、下水道使用料や雑収益、これは森町からの下水道の処理の負担金、合わせて、その下、道、北海道からの補助金で、令和4年度調定等から発生した収入未済額は4,817万628円、前年度と比べて458万8,553円の減となっております。

表の下段、滞納繰越分の状況でございます。調定額、一番左下段のほうで3,860万3,474円から収入額が3,799万3,902円となっており、そこから不納欠損額である12万8,960円を差し引きました収入未済額合計は48万612円となり、前年度比11万690円の収入未済額の減となっております。款、目及び年度別の内訳は記載のとおりでございます。

次に、様式4、不納欠損処分状況でございます。公共下水道では、事由別では、生活困窮、居所不明、本人死亡による事由で、64件、31人、金額10万6,460円を不納欠損処分しており、法的根拠につきましては、いずれも地方自治法第236条、金銭、債権消滅時効によるものとなっております。

特環下水道では、事由別では居所不明による事由で12件、3人で、金額で2万2,500円の不納欠損処分を行っております。

なお、法的根拠につきましては、公共下水道と同様となっております。

以上で、提出した資料の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

たします。

○川上委員長 上下水道課長、ありがとうございます
ました。

これより、質疑を行います。初めに水道事業会計から質疑を行ってまいります。質疑を始めます。ございませんか。

上野委員。

○上野委員 不納欠損のところですが、不納欠損の水道のほう、98件、20万9,430円という不納欠損しております。そのうちの住所不明が78件で、17万5,780円ということなのですが、住所不明というのは、どこかに移っているわけですから、それは町であれば調べれば分かるはずだと思うのですが、住所さえどこかへ移ってしまえば、支払わなくてもいいということになってしまうのではないかというふうに思うわけですが、その辺の対策はどう行っておられるのか、ちょっとお伺いします。

○川上委員長 上下水道課長。

○池田上下水道課長 住所不明の理由というか、基本的に住所不明の人は住所をもう動かさない人が多いのです。要は住んでいないのだけれども、住所はここにあるような形となっていたりとか、基本的には水道、下水道を滞納するような方ですと、ほかの債権のほうも滞納される場合が多くて、結局そういうのが関係上、どうしても住民票を移さないで転居されたりという方がおられるということで御理解していただきたいと思えます。

ですので、うちのほうとしましては、なるべく税務課だとか、関係する税のほうの調査等を含めて、連携しながら、なるべく滞納額のほうの圧縮を進めておりますが、最終的な収納率から言うと、水道も下水も大体99.9%、ほぼほぼ0.1%、もうほぼほぼ取り切っているのですが、やはり、先ほど言ったように、やはり追えないとさすがにうちのほうも債権の回収がうまくいかないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 今の言い方で言いましたら、そう

いう対策はないみたいな形になってしまうと思うのですが、要するにこの78件という件数がある、努力をして何件が変わったかというようなのが努力だと思うのですが、その辺の実態も少しなかったのかどうかお伺いします。

○川上委員長 上下水道課長。

○池田上下水道課長 申し訳ございませんが、最初の収入未済額の調定の件数見ていただければ分かると思うのですが、下水道使用料の公共下水道と特環下水道の調定の件数からいくと、11万2,168件あるというような形になります。そのうち、調定件数、さっき言った不納欠損させていたでいるのが最終的には七十何件ですから、さすがにもっと追えと言われれば、例えば私立探偵だとか、そういう形で費用をかければ追跡できないとは思いますが、債権に対する費用対効果を勘案すると限界ではないかなというふうに担当のほうでは考えております。

ただ、間違いなく100%取る努力はしてございます。先ほども言いましたとおり、税務課の財産の調査だとか、いろいろな所管している税務のほうだとか、そういうところと、なるべく連携して、例えば水道だけではなくて税のほうの滞納がある場合とかもございまして、関係課と連携しながら、滞納の圧縮をさせていただいているということで御理解ください。

以上でございます。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 不納欠損は結構実施しておりますよね。平成28年度に関しては125件、32万650円、それから、その後の29年度には98件、20万9,430円ということで、28年度、それから29年度と続けて不納欠損が次々行われているわけですが、こういった不納欠損をする前に、今言ったような、ほとんどの住所不明が主体であるような不納欠損と思われるので、その辺についての具体的な取組はもう少し考えていいのではないかと思うわけなのですが、その辺についてはどうお考えなのか。

○川上委員長 上下水道課長。

○池田上下水道課長 具体的な債権の回収なので

すけれども、上下水道課としてはもう給水停止のほうを執行させていただいております。ですので、基本的に在住されていて水道利用されている方に関しては、即刻そういうペナルティを科すことができるのですが、先ほども言いましたように、どうしてもやむにやまられずいなくなる場合というのが、どこにも連絡をせずに、何も残さないようにして立ち去るといふのが多いのです。ですので、突然行ったらいなくなっているという言い方があってるかどうかは別なのでしょうけれども、その人たちを追いというふうになると、よっぽど張り込みではないですけれども、危険、例えば金額がたくさん貯まっていて、飛びそうという言い方失礼なのでしょうけれども、いなくなりそうなどというふうなのが分かれば、そういうことも理論的にはできなくはないでしょうけれども、先ほど言ったように、それが費用対効果として、上下水道の使用料とか料金の滞納額に対して見合うかということも、やはり経営的な判断として必要になりますので、申し訳ないですけれども、今の職員の体制、限られた予算の中では限界があるのではないかなというふうに原課では考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、水道事業会計についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、下水道事業会計に対するの質疑を行ってまいります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、上下水道会計、下水道事業会計についての審査を終了いたします。

上下水道課長、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時31分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたしま

す。

次に、政策推進課の審査を行います。

政策推進課長、御苦労さまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

それでは、政策推進課長お願いいたします。

○花巻政策推進課長 それでは、政策推進課より、令和4年度の決算について御説明をさせていただきます。

共通様式ナンバー1を御覧ください。

広報費です。当初予算額1,679万5,000円、補正予算額は6月及び3月にそれぞれ61万6,000円、38万7,000円を増額し、予算現額は1,779万8,000円で、支出済額は1,765万9,816円、執行率は99.2%でございます。

主な事業は、ななえ広報の印刷発行と配送となっております。各月の印刷部数は1万2,120から1万2,240部でございました。広報誌の契約はページ数による単価契約としております。印刷ページ数によって支払額が変動することから、今後も適切な予算執行を心掛け、計画的な編集、発行を続けたいと考えております。

行政刊行物配送委託料については、毎月の広報誌を役場から各町内会の指定場所へ配送するシルバー人材センター分と各町内会が各戸配布する分の委託料となっております。

特定財源としては行政刊行物等広告掲載収入で、広報の広告収入が145万8,000円、これが広報に掲載された広告収入となっております。金額としては前年度ほぼ同額でございました。

また、6月に補正した61万6,000円は、広報番組放送広告料として、コミュニティFMであるFMいるかで町政だより七飯町という町の広報番組を毎月第1、第3月・金曜日の午前8時40分から45分までと、午後5時46分から51分までの各5分間放送する費用であり、パーソナリティによる七飯町からのお知らせ提供のほか、町職員の出演による情報発信を行ってございます。

次にナンバー2、企画費でございます。当初

予算額85万1,000円、補正予算額は3月の整理予算で22万円を減額し、予算現額63万1,000円、支出済額は62万5,636円で、執行率は99.1%でございます。

主な業務は、企画事務に要する経費となっております。報償費は、七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業評価と、3年に一度実施する政策評価のための委員会開催に係る報償費17万4,000円でございます。負担金、補助金は、渡島総合開発期成会負担金をはじめとした期成会等の団体への負担金です。

特定財源は、道から土地利用規制等対策事業交付金3万8,000円と、案内図売買代金が2,000円となっております。

次に、ページを開きまして、ナンバー3、まちづくり政策事業費でございます。当初予算額は449万1,000円、補正予算額は、6月に1,397万6,000円、このうち250万円がコミュニティ助成事業として、峠下連合町内会への助成が決定したもの、残りは地方創生推進交付金を活用した関係人口拡大事業、恋人の聖地を有する全国の市町村の連携事業として、七飯町を含む、全国14の市町村で連携して行う関係人口拡大に向けた恋人の聖地広域市町村連携事業でございます。

3月の整理予算で211万1,000円を減額し、予算現額1,632万6,000円、支出済額は1,620万6,950円、執行率は99.3%でございます。

主な事業内容は、まちづくりの政策事業となっております。移住・定住や、町内会、大中山駅トイレの経費等です。旅費につきましては、7月に大阪市で開催された恋人の聖地広域市町村連携事業の企業説明会出席と、11月に東京で開催されました北海道移住交流フェア参加の旅費です。

需用費については、大中山駅公衆トイレの消耗品、光熱水費等は例年と同じですが、令和4年度はまちづくり政策推進事業用消耗品で、東京で開催した移住フェアで配付したノベルティを購入しており、地域活性パンフレット等印刷製本費で、令和4年度に実施したお試し移住体

験事業の周知用チラシなどを印刷しています。

役務費については、北海道生活という全国で発行される移住者向け情報誌への春号と冬号に七飯町お試し移住体験事業の特集記事を掲載してもらった広告料です。

委託料については、大中山駅公衆トイレの掃除等の管理委託料、生活困窮助成等つながりサポート事業委託料、これは令和3年度と同様ですが、移住・定住等PR動画作成業務委託料300万円、これは移住者向けに七飯町をPRする動画を作成した費用となっております。

分担金・補助金及び交付金については、まちづくり政策負担金として5万円ですが、これは北海道移住促進協議会の負担金となっております。

恋人の聖地広域市町村連携基盤共同基盤事業負担金500万円は、今回の恋人の聖地関連事業に参加する全14市町村が一律で均等に負担するもので、連携ポータルサイトの運営や共同プロモーションなどの費用となっております。

北海道移住交流フェア2022、出展負担金15万8,500円は、東京で開催した移住交流フェアのブース出展料金です。

活力のあるまちづくり推進事業助成金は、全部で11件、165万6,257円で、内訳については、後ほど追加提出資料で御説明を申し上げます。

七飯町町内会連合会補助金は45万円でございます。

コミュニティ助成事業については、峠下連合町内会で使用する備品購入費として250万円を交付しています。

特定財源としては、地域女性活躍推進交付金として65万円、恋人の聖地関連事業を対象とした地方創生推進交付金が474万1,000円、コミュニティ助成事業が全額の250万円です。

次に、ナンバーの4、交通対策事業費でございます。当初予算額は1,124万3,000円、補正予算額は、12月にハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験関連経費5,642万8,000円を増額、3月の整理予算で275万

4,000円を減額し、予算現額6,491万7,000円で、支出済額が1,539万6,914円、翌年度繰越額660万円で、不用額が4,292万86円で、執行率26.4%でございます。

この要因ですが、2月1日から5月31日までの4か月間実施したハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験において、1月当たりの補助金額を1,320万円、4か月分で5,280万円と見込み、4月、5月の2か月分を2,640万円、これを令和5年度に繰り越しましたが、実際には2月、3月分の実績額が376万1,500円となり、また、事業の性質上、補助金の額が確定するのが翌月の初旬、2月の事業が開始でしたので、確定したのが3月の初旬でございまして、最初の2月分の実績額が確定した時点で、3月の整理予算での減額が間に合わなかったためでございます。

主な事業内容は、北海道新幹線の事業推進と建設促進期成会等の事業費、地域公共交通確保事業でございます。

需用費については、消耗品費は70歳以上の方全員に実証実験の案内をお送りする窓付き封筒の購入費用、地域公共交通印刷製本費はハイヤー・タクシー利用券と実証実験参加申し込み用の返信等封筒の印刷費用です。

役務費については、実証実験の案内発想、申込書、返送、利用券発送に係る郵便料です。

負担金・補助及び交付金のうち、七飯町地域公共交通活性化協議会負担金は、七飯町の公共交通を検討すべく令和2年度に設立した法定協議会への負担金で、運営に必要な経費分621万3,900円、地域公共交通確保のための路線バスに対する補助金225万1,000円は、国、道の基準に合わせて、前年と引き続き、函館バスの2路線分となっております。

ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験補助金は、2月分及び3月分のタクシー運賃軽減分で、376万1,500円を各ハイヤー・タクシー事業者にお支払いしています。

そのほかは、毎年かかる各種期成会等の年間負担金でございます。

次に、ページを開きまして、ナンバー5の交通対策事業費でございます。令和4年3月に補正予算で計上した額が477万7,000円、3月の整理予算で5万円の減額、477万7,000円の予算現額に対して、支出済額は472万6,040円で、執行率は約100%です。

内容は、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊する町の観光促進及び交通事業者への支援で、町内のバス、タクシー事業者及び函館バスの車両に大沼への観光誘客ステッカーを掲示し、併せて車内に移住促進パンフレットを設置してもらうことに対して広告料を支払う内容です。

事業費は、誘客促進ステッカーの印刷製本費に58万7,840円です。役務費は、月2,200円の広告料を11か月、台数は全てで、全部で171台分で、413万8,200円です。

次に、ナンバー6の交流推進費でございます。今年度当初予算額568万4,000円で、当初から計上していた国際交流員に係る費用について、コロナ禍により7月まで赴任できなかったため、3月の整理予算で報酬、社会保険料、国際交流員住宅借上料など合わせて168万4,000円を減額してございます。予算現額は400万円で、支出済額は399万6,748円、執行率は99.9%でございます。

主な事業内容は、国際交流や国内交流事業の推進に係る経費となります。報酬は、7月に赴任した国際交流員の報酬。共済費についても同様でございます。旅費は、交流員の赴任に係る旅費で34万140円。役務費は、国際交流員借上住宅の家財に係る火災保険料。使用料及び賃借料は、国際交流員の住宅借上料となっております。

次に、ナンバー7、国際交流公用車管理費でございます。当初予算額22万6,000円、補正による増減はなく、予算現額も22万6,000円で、支出済額22万4,008円、執行率99.1%でございます。

国際交流事業及び国際交流員の移動用の公用車の経費で、令和4年度は自動車消耗品費でスタッドレスタイヤを購入しております。

次に、ページを開きまして、ナンバー8、セミナーハウス指定管理費でございます。当初予算額3,188万7,000円で、補正による増減はなく、予算現額は3,188万7,000円で、支出済額は3,188万4,560円、執行率は約100%となります。

指定管理委託料とセミナーハウスのアルミ建具の修繕料、自動車損害保険料、セミナーハウスに設置するAEDの借上料が主なものでございます。

次に、ナンバー9、統計調査費でございます。各種統計調査の調査費ですが、当初予算額58万2,000円、3月の整理予算で18万2,000円を減額し、予算現額40万円、支出済額は39万9,239円、執行率99.8%となっております。

令和4年度は、就業構造基本調査、令和5年度に実施している住宅土地統計の予備調査となっております。

特定財源は、この経費は、道から統計調査委託金として全額充当されております。

以上が、共通様式の説明でございます。

次に、追加で提出をさせていただいた資料について御説明を申し上げます。

令和4年度決算審査特別委員会追加要求資料と書いたものです。

1枚めくっていただいて、A3の横長のページが出てくると思います。

七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金、令和4年度の実績の一覧でございます。全部で11件ございます。初期活動支援事業支援助成金が10万円、継続活動支援助成金が40万7,000円、イベント活動支援助成金が65万5,000円、地域環境整備支援助成金が49万4,257円で、一番右の欄が助成の種別になってございます。上から三つ目の4番、NPO法人ちえのわ、これが初期活動、下から三つ目、9番、これがイベント活動支援助成金、一番下の11番、これが継続活動支援助成金で、ほかのものについては地域環境整備支援助成金といくことで、区域内や行動の草刈りやごみ拾いなど、それに係る費用を実費で補助するもの

でございます。

次に、めくっていただきまして、令和4年度のコミュニティ助成事業助成金の実施状況について御説明をいたします。

まず、コミュニティ助成事業について御説明をさせていただきますと、コミュニティ助成事業とは一般財団法人自治総合センター、これが全国自治宝くじの販売収益を財源として実施する社会貢献事業の一つでございます。町内会等の地域コミュニティの活動促進のため、必要な備品等の購入に対して、最大250万円の申請を自治体経由で町内会等に助成する事業でございます。

令和4年度の対象団体は峠下連合町内会で、事業内容は、峠下連合町内会活動備品購入事業ということで、峠下連合町内会が開催している峠下地区文化祭の参加人数が年々減少傾向にあり、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができず、地域におけるコミュニティ活動を通じた多世代交流の場が不足し、今後の同町内会における運営も危ぶまれることから、峠下連合町内会活動備品購入事業により、必要な備品を整理して峠下地区文化祭を開催することで、地域の活性化と組織の継続的な活動を推進する担い手づくりに寄与するというを目的に申請をいたしました。

申請をして、自治総合センターのほうで最終的に審査をして、これが交付されるかどうかということが決まるものでございます。

購入した部品は、スピーカーやマイク、アンプなどの音響設備一式、それと宝くじの社会貢献広報ですということで、宝くじで買いましたというシールを必ず貼らなければいけないので、それも一緒に買ってございます。この助成金額が250万円。

峠下連合町内会に補助金交付されるまでの経緯を、その下に時系列で並べてございます。

まず、例年同じようなスケジュールで動いておりますので、まず令和3年の8月に渡島総合振興局長から、各管内の市、町の長に対して、自治総合センターは令和4年度来年度のコミュニティ助成事業の募集を開始した旨の通知が届

きます。令和3年8月17日、通知があり次第すぐに当課ではホームページと全職員が閲覧可能な庁舎内のイントラ、それと町内会連合会の事務局である社会福祉協議会さんに募集が開始されましたというふうな周知を、情報提供いたします。まずは8月31日までに応募の意思があるかどうか、応募の意思があればそれまでに連絡してくださいということで情報提供します。8月31日時点、期限までに応募したいというふうな連絡があったのは峠下連合町内会のみでしたので、以降は峠下連合町内会さんの備品購入に向けて真剣にお手伝いをしていくという形になります。

令和3年11月15日に町から申請を自治総合センターに対して、北海道を經由して申請をいたしまして、めくっていただいて次のページですが、令和4年3月30日に渡島総合振興局長から自治総合センターが峠下連合町内会の活動備品購入事業に助成を決定した旨の通知があります。この時点で、いつも3月末ぐらいに申請があるので、当初予算には間に合わないということで、通知があり次第、直近の議会ということで、いつも6月の定例会、次、年が明けて令和4年6月21日の第2回の七飯町定例議会において、コミュニティ助成事業を補正計上して、可決をいただいております。

令和4年6月22日には、峠下連合町内会さんより、補助金の交付申請書と関係資料の提出があり、町では補助金の交付を決定しております。

事業の進捗の関係で令和4年6月23日には峠下連合町内会様より、補助金の概算払いの申請書の提出があり、町では同町内会に対して補助金の概算払いを決定し7月15日付けで同町内会に振込で支出をしております。

令和4年10月3日には、実績報告と峠下連合町内会さんに実績報告、関係書類の提出があり、町では250万円の補助金の額の改定をしております。

11月1日に広報ななえ11月号において、峠下連合町内会の活動備品購入事業を実施しました。宝くじのお金で実施しましてということ

を周知をして、これで事業が完了して、町から自治総合センターに対して、コミュニティ助成事業の実績報告書を提出し、年が明けて令和5年1月に渡島振興総合振興局長から、七飯町長に対して額の確定、自治総合センターは峠下連合町内会の活動備品購入事業の交付額確定した旨の通知を受けております。

同月、1月31日に自治総合センターから町に対して交付確定額250万円全額の入金がございました。

6番には、これまで同じコミュニティ助成事業を実際に申請していただいた団体名と事業内容を公布してございます。

実際に申請してみなければ、自治総合センターのほうで、この補助金当たるかどうか分からないというふうには言われているのですが、今のところ、今回のまで入れると七つ申請していますが、これ以外に申請したものはございませんで、今のところ、町から申請したものについては全て交付決定をされて交付を受けているということで、交付を受けて、自治総合センターのほうで、これについては交付決定しませんというふうにはじかれたものはなかったということです。

以上でございます。

○川上委員長 政策推進課長、御苦労さまでございました。

これより、質疑を行います。

ございませんか。

中川委員。

○中川委員 ナンバー3の12の委託料で、移住・定住等のPR動画ということで300万円、これ、つくったということなのですが、つくって実際どういうふうにつかっているのかということと、効果、つかってこういう反響があったよとかというものは、どういう感じになっているのかということと。

あと、恋人の聖地の関係で500万円ということで、これの効果、どういうことをやって、どういう結果が出てきているのかということと。

あと、その下の移住交流フェアに参加して、

どういふ反響があつたかということ。

あと、その下の活力のあるまちづくり推進助成金で、165万6,257円ということですがけれども、これ、追加資料で1番から11番までの申請が来て、全部終わっているということですがけれども、4番と11番以外は環境整備だとかお祭りの事業の内容になっているので、詳細言わなくても記載のとおりで分かるのですけれども、4番に関しましては地域食堂事業だとか、こういうのも非常にいい事業かなと思うので、結果、そういうのはどういふ形で出てきているのかということ。

あと、11番の事業に関しまして、フリーペーパー等も発行しているということなので、このフリーペーパーだとか、そういうものの、これは資料要求してもいいですか。

○川上委員長 今答えられないような内容ですか。

○中川委員 フリーペーパーは、つくっているというので、それがあつたのであればコピーでも構わない……。

○川上委員長 現物ですか。

○中川委員 コピーでもいいのですけれども。の内容ですね。

それと、その下の町内会連合会の補助金が、これ、大体いつも45万円程度だと思つたのですけれども、何に使われていると言つたらあれですけれども、要は45万円程度で、これ全体の連合町内会ということですよ。間に合つているのかどうかということ。

あと、ナンバー4のハイヤー・タクシーの関係で、まだ令和5年度もまたいでいると思うので、なかなか難しいと思つたのですけれども、一応令和4年のこの決算に載つてきているので、376万1,500円、多分途中だから、なかなか答えられないと思つたのですけれども、答えられる範囲だけでいいので、その状況ですね。

以上です。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 順番にお答えをします。

まず、PR動画なのですけれども、今パターン

として4パターンのもをつくつてございまして、14分の長いものと3分30秒のもの、60秒のもの、15秒のもの、4パターンつくつていまして、15分のものについては町のホームページのほうで見れるようにしています。その他のものについても、町のユーチューブのほうで見れるようにしています。あと、15秒のものについてはCMサイズのものになっていまして、今年度の事業で三大都市圏、東京都と名古屋と大阪、ここにある映画館の作品を上映する前の直前の時間で流してもらうという、シネアドという広告の打ち方があるのですけれども、この15秒のものを今CMとして映画館で直前に流してもらっています。

うちとしては移住・定住のターゲットとして若い世帯、お子様連れの方々に来ていただきたいと思つているので、お子様が見るようなアニメ映画だとか、そういうものを今ターゲットにして、その映画が上映している間の2週間の間、その映画館で、1日4回やるとしたら4回全部、必ず上映前に流してもらうということをやつていて、今ちょうど9月15日からアニメのプリキュアの映画が上映されまして、その直前で15秒、七飯町のCMを流すという試みを今、ちょっと館数については、ちょっと今資料がないのですけれども、令和5年度の予算なものですから。名古屋と大阪と東京、それも中心のシネアドとシネコンみたいなところではなくて、家族の方が行きやすいような、東京都内でも割と郊外で駐車場がたくさんあつて、御家族連れの方が行きやすいようなところをピックアップして流してもらうという試みを今ちょうど始めるところでございます。

また、同じように、この動画については、東京で移住フェアをやつているときにも流して、これから、今年も行く予定ですので、そこでも流す予定ですし、今ちょっと、ちょうど動き出したばかりなので、この動画を見てというお問い合わせを受けたことはないのですけれども、移住・定住のお問い合わせということで、毎年、今年もお試し移住やっていますが、今のところ2件の実績があつて、それ以外にもお問い合わせが2件来ています。

ほかにも、お試し移住以外でも移住のお問い合わせだとか来ているので、この動画を見てというふうにちょっとおっしゃっていただいたわけではないので、動画の効果が直接出ているかどうか分からないですけれども、今せっかくなつくたものですので、なるべくそういうふうに効果的な使い方をしながら、これからの移住・定住の活動に生かしていきたいというふうに考えています。

次に、恋人の聖地の共同事業、共同基盤事業負担金ということで500万円なのですが、先ほど申しあげましたように、七飯町以外の全部の町で共同でお金を出してしまして、デジタル式プロモーションと言って、ネット上にバーチャルでそれぞれの町に行けるようなバーチャル空間をつくって、そこに入国をしていただいて、それぞれの町を実際に現場に行かないでもそれぞれの町の状況を見ていただけるような、そういう一つ、バーチャルプロモーションというのをやっていたのと、あとはタレントの方だとか著名人の方をお呼びして、その方とその町の町長さんであるとか、担当者の方が一緒に動画をつくってユーチューブで流すというようなプロモーション活動、そういったところに使う費用。それと事務局として、NPO法人がこの全事業の事務局をしていますので、事務局の活動費のほうにこの500万円が当たっているというふうになってございます。

移住フェアのほうの効果としては、実際、移住フェアに行って、去年の移住フェア、来ていただいたのが、当日、場所が東京の有楽町にあります東京交通会館というところでやっています、まず会場自体に訪れた方が417組、579名で、うち七飯町のブースに来て、お話を聞いていただいた方が31組、48名の方がいらっしゃっていただいております。ここでお試し移住体験のPRなんかもさせていただいてまして、実際に、この来た方の中からお試し移住体験に来ていただいた方というのはいなかったのですが、お試し移住体験自体には、令和4年度は4組の方、4世帯の方がつかっていただいて、うち2世帯が既に移住をしていただいている、あと2世帯のうち1世帯がもう土地を買って、今住んでいるところ

と2拠点で、七飯町に住んだり、今住んでいるところに住んだり、2拠点で居住をするというふうな形で。残り1世帯については、今町内に住宅を探しているところで。お子さんが中学生になるタイミングでこっちに引っ越してきたいので、今住む場所を探しているということで、うちもいろいろ情報提供したりしているところでございます。

次に、NPO法人ちえのわの地域食堂の備品ということで、この10万円を買っていただいたのは、地域食堂を開催するための食料品のストックだとか冷蔵庫です。実際、ちょうどコロナ禍であったものですから、本当にもっと頻繁にこども食堂をやる予定でしたのですが、なかなか集まってみんなでご飯を食べるとするのは、最後までちょっとなかなかできなくて、それでも集まって皆さんでお弁当を配って食事をしたり、ちょっと危ないと思った人は持って帰ってもいいですし、みんなで話ながら食べたい人はその場で食べてというような形で1回やってはいます。その後、引き続き継続的に活動はしていただいています。

もう一つのスローフード北海道西の事業については、後ほどコピーになるのですが、フリーペーパーを資料として提出させていただきたいと思います。

次に、町内会の補助、45万円なのですが、これについては町内会連合会の補助金、全体の補助金なのですが、毎年補助、予算の時期になると、向こうの事務局さんとお話をして、金額についてお話をするので、特にこれについて、ちょっともう少し増やしてほしいとか、これだとちょっと足りないというようなお話が出たことはなくて、毎年この金額で、実際何年かに1回、全道大会みたいな大きい行事とかもあったりするので、普段の活動でもそうですけれども、多分そういう大きい行事に向けて、ちょっと積み立てたりするのも多分使っていると思われるのですが、一応この金額については、ここ何年間もこの金額で、特に足りないというのもないですし、今この金額でうまくやっているといるところでございます。

ハイヤー・タクシーの状況につきましては、先

ほども申しあげましたとおり、当初予算を組む段階で7,700円の70歳以上の方、うち免許を持っていない方が3,300人いて、その方々が全員使った場合ということで予算を計上させていただいたのですが、実際には申請した方、そして使った方というのが1月、約200万円弱くらいで、2月で三百六十数万円ということでした。

実際やってみて、タクシーの台数だとかが足りないとか、そういうお声もたくさんいただいていますし、状況としては令和5年度にも続けてやっています。

今の状況としては、まず執行率が26.4%になってしまった。これは減額補正をするタイミングがどうしても、最初の実績が出てしまう前に来てしまったので、このようなことになってしまって、これは大変申し訳ないと思っています。ただ、初めてやらせていただいた事業でございまして、今、特別委員会のほうでも何度かお話をさせていただいています。今分析させていただいて、これからこの事業、そもそも七飯町地域公共交通計画を昨年の10月につくって、その施策の中にぶら下がる一つの検討事項としてやらせていただいたものですので、まずこの時点の結果を受けて、これから先に進めていくものと考えていかなければならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 タクシーについては分かりました。年度もまたいであるということなので、令和4年度のことに関しては分かりました。

あと、活力のあるまちづくり推進助成金で、ちょっと先ほど資料要求したのですけれども、それが出てからもう1回質疑したいのですけれども、よろしいですか。

○川上委員長 追加資料でそれをもらいたいということですか。

○中川委員 そうですね。

○川上委員長 暫時休憩します。

25分再開いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時24分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

政策推進課長の答弁から。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 先ほど御質問のございました補助金の一覧の一番下、11番の事業者が行いました町内及び近郊の事業者によるマルシェの開催、それと高校生によるフリーペーパーの発行ということで、これが実際に発行されたフリーペーパーの写しでございます。実物はカラーで発行されております。

部数については、約8,900部ほど。北海道新聞に折り込まれましたほか、新聞販売店さんが新聞取ってないところにも主要なところは配っていただくということで、新聞取っていないお宅にも相当数配付されたというふうに聞いてございます。

内容については、この事業の一環として、高校生が地域の働いている大人の方々に実際にお話を伺って、その思いを記事にするということで、高校生に事前に新聞社の記者の方がインタビューの仕方だとか、記事の書き方だとかをレクをする会が1回あって、それを今度実際にそれぞれの高校生が町内会の働いている方々、活躍される方々に話を聞いて、フリーペーパーとしてまとめ上げて発行したというものでございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 まず、大きく2点ですね。

この事業自体は高校生に取材させるとか、そういうのはすごいことだと思うのですけれども、まずこのチラシ見て分かるとおり、神社のお祭りというイメージがすごく強いのですよね。実際チラシを見たときに、マルシェをやるのも大変なことだと思うのですけれども、神社をうたって、チラシを御覧になったそのまま、そのとおりだと思うのですけれども、竜宮城魂祭とか何とか祭とかって、このお祭りに合わせて神楽だとか、いろいろな行事が入ってる中での、こういうのというのは基本的に私のイメージだと政教分離と言うのですか、そういうので行政のお金というの

は、そういう宗教だとか、そういうのには一線置いているという認識だったのですけれども。多分、七飯町もこれまでこういうような補助金なかったと思うのですけれども、七飯町としては、こういう補助金というのは特段問題ないのかということと。

あと、中のほうに町長も写っているということで、これも町長のインタビューという形で当然いのですけれども、自分が補助しているところの、町で補助して取材するというのは、ちょっといかなものかなというものがあつたので、その2点です。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 では、まず前段のほうの神社のイベントを宣伝したように見えるということで、それはまさにおっしゃるとおりで、我々もこれがマルシェ、たまたま会場が神社であつて、これがマルシェのお知らせであれば、特段問題はないものと思つていたのですけれども、このような形でちょっと出てしまったものですから、先ほど委員がおっしゃられた政教分離に当たるか、当たらないかということで、庁舎内でまず話し合つて、これまで政教分離については、いろいろ裁判にもなつていて、たくさん判例が出ています。ただ、庁舎内で話し合つて、結果、北海道町村会の法務支援室のほうにも、ちょっと照会をしてみ、意見を聞いてみようということになりまして、実際この神社のお祭りについて町で補助するというのはいかなものだろうかというお問い合わせもあつたものですから、一応この補助金の交付自体、これ自体、補助金交付する前の段階でこれは出てきていたので、補助金交付することが政教分離に当たるかどうかということで、北海道の法務支援室のほうに照会を、てんまつを書いて照会をしてみました。

結果的に、七飯町まちづくり推進条例が基にあって、その推進条例の中で補助の対象として、政治または宗教布教を目的とする事業というのを補助の対象にしませんよというふうな条例の書き方もしています。条例自体を制定しているのは町ではあるので、最終的にそれを判断するのは町が判断するべきものですよというお断りをした上

で、ただ、その条文と今までの判例を一般的に照らし合わせて考えると、今回のフリーペーパー自体は、政治または宗教の布教を目的とするところまではいっていないのと、主催団体が神社ではなくて、この補助の申請団体であるということで、法務支援室の見解としては、補助金の交付は違法とまでは言えないものというふうな解釈を示されたところでございます。

その後、その判断は、その解釈を基に、最終的に補助の交付に至つたというところでございます。

ただ、違法とまでは言えないというふうな解釈をいただいたからといっていいというわけではなくて、当然事前に我々がこのフリーペーパーを発行する前の段階でしっかり指導をして、会場が神社であるのは別に問題ないけれども、マルシェの宣伝をする、マルシェの広報をする、そういうことを徹底してくださいねという、もっとしっかり指導していればよかつたのだというふうに考えています。

結果として、委員の御指摘のとおり、わざわざ法務支援室にまで照会をして、そして補助金の交付に至るといふのは、通常の補助金の交付の事業としてはないことすし、当然そういうことは、わざわざ行わないまでも、しっかりこちらのほうで事前にそういう要素については排除して進めるべきであつたというふうに、非常に反省はしてございます。

次に、町長が載っているという件についてでございますけれども、これについては町の補助金でございます。ただ、やはり高校生として、町の行政のトップの町長に取材をしたいというのはあつたのだと思うのですけれども、これについても町の補助を入れたフリーペーパーで、町長が政治活動ではないですけれども、名前を広く広げようというふうな、ちょっと見られてしまつているというのは、ちょっと我々も御指摘を受けるまで、実はあまり思いは至らなかつたのですけれども、ちょっと今回御指摘をいただいて、今までこういう事例がちよつとなかつたものですから、今後につきましては、先ほどの政教分離の件も合わせまして、事業の申請者とは事前にしっかり話し合い

をして、照会をして大丈夫だからという過程を踏まないで、堂々とこれは大丈夫ですというふうに補助金が交付できるような事業を採択していけるように活動してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 庁舎内でいろいろ協議して、関係するところにいろいろ確認して、最終的には法律的には問題ないというような答弁だったと思いますが、課長自身、これを自分で見たときに、場所が神社でやるとか、お寺でやるとか、場所が何かの宗教の広い土地を借りて、そこでやるというのは、それはいいと思うのです、私も。ただ、このチラシ見て、そう思います、逆に。このチラシを見て、あくまでもマルシェですよ。この開催している神社は関係ありませんよ。これ、町民の方見て、そう思いますかね。なかなかそれは難しいのではないかなと、さっきの答弁だと。

要は政教分離は憲法の話ですけれども、この宗教を支援しているわけではないと言いますが、このチラシを見てどう思います。私は、これは神社のチラシにしか見えないのです。それでも全く問題ないというものなのか。問題ないのであれば、町の見解としては問題ないと言うのであれば、逆に今後、こういう宗教団体の方々が、申請者が違う団体でマルシェだとか、何かそういう行事ごとやるという、同じような申請が出てきたときに、それが今度七飯町では出していきますよということなのですから、そういう認識でよろしいのですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 今で言うところの4ページ、先ほど来申し上げましたとおり、全く問題がないというふうには私も考えてないですし、これ、最初見たときは、本当にちょっとまずいなどは、正直思っていて、それで最終的に判断をするにあたって、先ほど申し上げましたとおりの過程を踏んでございます。

重ねて申し上げますが、これは全くもって問題がなくてというふうには、私自身も考えてはいないのですけれども、ただ、補助の性質上、補助金

の交付について、法律的に問題がないとまでは言えないという、ただその1点で補助金は交付しましたけれども、そもそも過程、わざわざ法務支援室まで照会をしなくてはいけないようなこと自体を問題だと捉えています。このような過程に至った点については、我々が補助申請者について、しっかり説明ができていなかったことが一つ理由にはあると思います。委員おっしゃるとおり、全く問題がないというふうには考えていません。ただ、今回は本当にぎりぎりの判断で補助の交付には至ったというふうに考えています。

ですので、今後はこのように誤解を招くような事業、内容について、補助金の交付に至る前に、もし、その誤解を招くような部分があれば、早く排除するとか、直すとかというような対応をしていきたいと考えてございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 何か、ちょっとよく分からないのですけれども、法的にもいいというわけではないというような答弁したり、課長本人もこれを見てよくないなというふうに感じているという答弁したり、じゃあよくないということですよ、実際は。だから、法務室に聞いて、支援室に聞いて、多分かなりグレーな大丈夫であろうという感じだと思うのですけれども、ただ、実際こういうのをちゃんと今正さないと、今後の支出していくときに、これから。今また、先ほどの答弁で、こういうようなのはなくしたいというふうにおっしゃいましたけれども、これがいいのか悪いのかはつきりさせてないのに、曖昧な状態で、じゃあ次のとき支出する、しないとなってしまったら、七飯町としてのこの政教分離に関してのものがおかしくなってしまうと思うのです。だから逆に大丈夫であれば大丈夫だと、大丈夫でないのであれば大丈夫ではなかったと。ないのであれば、今後ないようにこういう対策をしていくというものを出不いと。決算としてもおかしくないですか。憲法で駄目だよと言っている政教分離に関して、七飯町が支出をしてしまっていると。その支出の仕方がちょっとグレーだなと。実際に町民からもそういう苦情が来ていたということですよ。今回決算委員会で私もこういうのはつきり申し上げまし

たけれども、ここというのは本当にはっきりしていかないと、曖昧なままいったら今後も曖昧なままになるのです。その辺、ちゃんと解決策というか、していかないと。何が悪くて、何がよくて、今後どういうふうに改善していくというものを出さないと。決算委員会でこういうものが出てきた以上は、やはりそこちゃんとしないと。じゃないと決算委員会なんてやっている意味ないと思うのです。その辺お願いいたします。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 先ほど来申し上げておりますとおり、庁舎内で検討して、法務支援室に照会をして、法的には補助金の交付自体は違法とまでは言えないものと解釈するという判断をいただいた上で、町としてこれに交付を決定しておりますので、交付自体は適法なものというふうに考えてはございます。ただし、先ほど来申し上げているように、実際に苦情もあったのは確かですし、今こうやって御指摘をいただいているのも確かでございます。ですので、今回さまざまな解釈をいただいて、庁舎内で検討して、決裁を取って交付決定した、その過程があって交付をしていますので、交付自体は適法だというふうに考えてはございますが、ただ、多くの誤解をいただくような内容であるのは確かであると考えてございますので、今後このような誤解を招くような補助の交付決定などないように。たとえ適法だとしても、多くの方からあれはおかしいのではないかというような指摘があるような補助の交付がないように担当課としては活動をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 先ほどと同じ答弁ですけども、課長は法務支援室の違法にはならないのではないかとというようなこととお話をいただいているということですけども、これを見たときに、宗教の、宗教というか、単純に神社のお祭りだなど、のチラシにしか見えないですよ。課長もそうですよね。こういういろいろな何とか祭、何とか祭とかという、こういうので人が集まります。そうなったときに、先ほど宗教の振興の支援にはならないと言っていましたけれども、こういうものを出し

て人を集めて、拝んでもらうとかというようなものをやったら、宗教の振興の支援にあたると思いますけれども。その辺全く問題ないというふうに捉えますか。（発言する者あり）

○川上委員長 暫時休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 2時50分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

政策推進課長の答弁から入ります。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 お時間をいただき、申し訳ありませんでした。

先ほど来、お尋ねいただいていることについてお答えいたします。

確かに内容としては不適切に見える部分が多いと思います。しかし、庁舎内で検討して、北海道町村会の法務支援室へ照会の上、様々なこれまでの判例などに照らし合わせて、補助金の交付は違法とまでは言えないものと指導しますというふうな回答をいただいております。

ただし、この条例については七飯町が制定している条例ですので、あくまでも一般論としての解釈をホーム支援室は示しているには過ぎません。当町としては、その一般論としての解釈の仕方を受けた上で、最終的には町の判断として交付をするというふうな決定に至りました。

ですので、現在この補助金として交付をした内容については、町としては適法だというふうに考えてはございますが、先ほど来御指摘のありましたとおり、多くの方に誤解を与えたり、御指摘をいただくような内容であったことは確かでございますので、今後はこのような、照会をするまでもなく、誰が見ても問題のない補助金の交付であるというふうに見られるような活動をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 また同じ答弁となっておりますので、課長にもう1回最後聞きますけれども、このチラシを見て、神社のお祭りに見えますよね。誰が見

でもそう思うと思うのですけれども、普通に。本来はそういうことなのですから、課長自身もそう思われますよね。課長もそう思っているということなので、あと、これ、担当課とやるよりも町長総括でやらないと駄目だと思うのです。こういうちゃんとはっきりしないと。なので、この場での聞き取りはやめて、町長総括でやりたいのですけれども、よろしいですか、委員長。

○川上委員長 はい。明日ですか。町長総括やらないか、やるかの判断を皆様に仰ぎますので、もしやるといったときには、この質問内容の中に、今の中川委員の質問事項を追加して入れていただければと思いますので、それでよろしいかと思えます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

田村委員。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 それでは、2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず、今の議論ですけれども、やはり町のほうは何をもって適法なのかというのをはっきりしないと私駄目だと思うのです。だけれども、いろいろ聞いて、最終的に町の判断でこういうふうに言われた、ああいうふうに言われたけれども適法だよ、そういう考え。何ををもって適法なのかをやはりはっきりしない限りは私は補助金返還あるいは取消をすべきだと思うのです。やはりそのぐらいでないと、こういうめんどくさいものについては、もう一切触れないという考えでないと、こういうことをやっているから、やはりずるずるずるおかしくなると私は思うので、それについては後で見解だけちょっと聞かせください。

それと、恋人の聖地、この関係ですけれども、七飯のあの Gondola のほうに鐘がぶら下がって、恋人のと、あれで終わりなのか。あれ以外に何かあって、事業が展開されているのか。私ちょっと分からなかったのですけれども、そこら辺ちょっと教えてください。

それから、生活貧困助成等のつながりサポート、これは令和3年に8月から2月まで国の補助金もらってやりましたよね。令和4年については同じような金額ですけれども、どういったような

事業内容で、どういうふうに行ったのか、まず教えてください。

それから、4番目のハイヤー・タクシーの問題ですけれども、この関係の4番の執行率26.4%はいいのですけれども、ハイヤー・タクシーの事業の執行率は、私計算したら13.8%かな。そのぐらいですよ。この26.4%というのは、負担金・補助金及び交付金だとか、いろいろ入っているから、恐らく皆さんの考え方はそういう話ではなくて、事業の執行率だと思うのです。私計算したらそうだったものですから、もし違っていたら教えてください。

それと、あと、繰越額660万円、これの内訳。令和5年度だと言うのですけれども、4年度のうち繰り越しますよという話しているのですから、当然繰越の660万円の内訳。何になんぼ、何になんぼ、こういうものがあつたら、ただ金額だけ660万円繰り越しますという話ではないと思うのです。それなりの根拠をもってしっかりやっていると思うので、そこら辺あつたら教えてくださいたいと思えます。

それからもう1点。利用状況ですけれども、令和5年度の交換資料ありますね。これの1ページに出ているのですけれども、利用券交付者数2,113人。これ、令和4年度では何人になるか教えてください。それから、これは実績ですよ、出ているのは、2,113人というのは実績で、令和4年度について何人かを教えてください。

それから、延べ利用者数1万5,788人、これについても令和4年度教えてください。

それから、実利用者数、1,276人、これの令和4年度の数を教えてくださいたいと思えます。

以上です。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 まず、1点目の、こちらの、先ほどの補助金の関係でございます。何ををもって適法としたのかという部分についてですけれども、具体的に何ををもってというのは、先ほど来のお話の中でもありましたとおり、庁舎内で話し合いをして、法務支援室に照会をして回答を得た、それで町の最終的な判断として適法としたというのは、何ををもってと具体的にお話をされます

とちょっと難しいのですけれども、具体的に例えばこの判例があつてとか、この解釈があつてというものがあるわけではなくて、総合的な判断でそういう判断に至っていますので、詳細につきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思いません。

七飯 Gondra にある恋人の聖地についての関係なのですけれども、七飯 Gondra のところが恋人の聖地の場所に認定をされまして、それで看板が出ているのですけれども、あれがあつて初めて恋人の聖地の連携事業に参加できるという形になります。それぞれ、今回、うちがやっている事業は全国 14 の町が参加していますけれども、それぞれの町には必ず恋人の聖地に認定されたああいう場所があります。それがあつて縁のつながりで連携事業をやっていくということで、うちとしてはあそこが恋人の聖地に認定されたので、それをきっかけに補助事業として、お試し移住体験だとか動画の作成だとかをやっているという形になります。あれ以上、恋人の聖地自体を例えばもっと看板を付けるとか、そういうふうな展開をしている場所もあるかもしれませんけれども、今現在としては恋人の聖地としてピークカフェがあると、それをてこに広域連携事業をやっているという形で、もちろんお試し移住で来た方には体験として恋人の聖地であるピークカフェへ Gondra に行ってもらふようなプロモーションもさせていただいています。

つながりサポートについてですが、令和 4 年度の実績としては、委託事業の実施期間が令和 4 年の 4 月 1 日から 2 月 28 日までの期間です。相談窓口の設置については、毎月第 1、第 3 水曜日の午後 1 時半から 4 時まで設置していました。相談窓口の設置場所については、本町地区がかみむらさん、大中山地区が食事処いけださん、大沼地区が喫茶じゅんさん、合計で 66 回開催しています。大中山地区のみちょっと 1 回開催できない日がありましたので、合計で 66 回開催しています。

窓口での相談者数ですが、令和 3 年度に始めて、令和 4 年度になってちょっとコロナ禍の影響も少し弱まってきたのか、大分人数が減ってきま

して、本町地区ではゼロ人、大中山地区では 1 名、大沼地区では 1 名、それ以外に随時電話だとかの受付で訪問相談を実施しておりまして、訪問での相談者数は 8 名でございました。

相談内容の状況としては、生活困窮が 5 件、DV が 1 件、子育てに関することが 1 件、就労支援に関することが 1 件、その他のことに関することが 5 件で、1 人につき複数の利用での相談をした方もいらっしゃいました。

内容状況としては、相談内容によって生理用品等を配付いたしまして、福祉課の地域福祉係や社会福祉協議会の支援窓口を紹介しておりまして、令和 4 年度につきましても、後にこの窓口での相談がきっかけで生活保護の受給を開始になった方が 1 名いらっしゃいました。

生理用品の配付状況としては、ナプキンが 641 パック、サニタリーショーツが 169 枚、マスクが 34 箱ということで、訪問いただいた方以外、訪問とか窓口の方以外に各町内の学校にも配付をしていたところでございます。

以上でございます。

あと、ハイヤー・タクシーの実施状況につきましてですが、特にちょっと令和 4 年度分については、ちょっとお時間をいただいて、すぐ数字を調べますので、ちょっとお待ちいただきたいと思えます。

660 万円につきましては、全額がタクシー事業者への補助金です。

1 か月分、1,320 万円、4 か月で 5,280 万円を見込んでおりました。繰越明許をしたのは 4 月、5 月ということで 2 か月分、2,640 万円を繰越明許いたしました。令和 5 年 6 月 2 日の第 2 回定例会におきまして、それまでの実績から勘案して 2 か月分を 660 万円と見越して繰越明許額を減額してございます。

令和 4 年度の実績については、ちょっと今、分けたものが手元にないものですから、後ほどお示ししたいと思います。

以上でございます。

○川上委員長 後で。

○花巻政策推進課長 多分すぐ出ると思えますけれども。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 後でも私いいのです。というのは、委員長にお願いしたいのは、恋人の聖地の500万円、これがそんなにかかるの、いろいろな事業していると思うのですけれども、その事業実績の一覧をちょっとお願いしたいと思います。

それから、生活困窮の助成云々のあれですけれども、これも130万円なのですけれども、今聞きますと、かみむらさんとかいけだ食堂、じゅんさんとか、来た部分では66回、確かにやっているのでしょうか、そこら辺の事業実績と言うのですか。その説明あったやつをちょっとなかなかメモを取れませんでしたので、それを合わせて、できれば資料としていただきたいのですけれども、委員長。

○川上委員長 今、田村委員から資料要求があったのが恋人の聖地の500万円の事業実績一覧、それと生活困窮者への66回の食事というのですか、その事業実績の一覧、2種類の資料を提出求めていますけれども。

政策推進課長、どのぐらいで、明日……。

○田村委員 明日で。

○川上委員長 よろしいですか。

○田村委員 明日で結構です。

○川上委員長 資料提出のほう、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 1点のみ。ちょっと同僚委員とかぶるかもしれませんが、ナンバー4の執行率があまりにも低いと。その理由というのは見通しがなかったということになると思うのです。例えば、町内にあるタクシーの台数というのはある程度、ある程度ではなくて分かるわけです。それから、普段タクシーがどのくらい利用されているところに、さらに公共交通のチケットを出すということで、乗り合いか何かで対応するスタートではなくて、あくまでも普通に1人がタクシーに乗るということでスタートしたから、こういうことになったと思うのですけれども、この点に関して、課長はどういう判断されていますか。私は公共交通としての基本がないということを何度も言いま

した。それに対して、副町長もこのやり方では1年間を通してやっていけないということをはっきりこの本会議の中で、一般質問に答えていた。それをやってたくさんのお金が未執行で残ってしまっていると。この判断についてどう思ってもらえるかをお聞きします。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 見通しが甘かったという御指摘は確かにそうかもしれませんが、一応行政でするので、最大限使われる可能性のある範囲で予算を計上して、実際確かにタクシーの台数は限られていますので、物理的に本当にフルに稼働してもそんなに全部いかないかもしれませんが、最大限使われる可能性のある金額は計上すべきと思いつ計上させていただきました。

結果として、実証実験としてやらせていただいてみて、この程度の台数、この程度の金額が実際執行されたということで、見通しが甘かったという御指摘は確かにそうかもしれませんが、やってみて初めて分かる部分も確かにあったというふうには私は考えてございますし、特に最大限、途中で足りなくなるというのは一番駄目だと思いますし、あと、乗り合って使えるというマネジメント周知をもうちょっとうまくできたらよかったのかもしれないというふうにも考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、政策推進課に対する審査を終了いたします。

政策推進課長、御苦労さまでございました。

○川上委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時11分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより、現地調査を行います。3時25分正面玄関前出発といたします。

それから皆様にお諮りいたしますけれども、こ

れから現地調査行くわけで、もしかすると会期の時間の17時ですか、過ぎる可能性もありますので、今皆様がいる間に、あらかじめ会議時間を延長してまいりたいと思いますので、皆様にお伺いしますけれども、会議時間の延長についてお諮りいたしますけれども、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 それでは、会議を延長することといたします。

それでは25分出発ということで、よろしくお願いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 4時30分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

道の駅の現地調査、お疲れさまでございました。

明日の審査の流れについて御説明を申し上げます。

明日予定されている教育委員会の審査の後ですけれども、今年度の決算審査において、町長総括質疑を行うかどうかを皆様にお諮りいたします。

町長総括を行う場合につきましては、19日の火曜日ですけれども、10時から町長総括を行ってまいりたいと思っております。

なお、明日、教育委員会の審査が終わった後、町長総括への質疑内容の確認を皆様として

いきたいと思っておりますので、町長総括の質疑がある方は今のうち頭の中で考えておいていただきたいと思っております。明日発表していただきたいと思っております。19日の総括審議終わりましたら、今回の令和4年度の決算審査において、決算認定について皆様にまたお諮りいたす予定になってございます。

お分かりでしょうか。何か御質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 なしということですので。

お諮りいたします。

本日予定していた審査は全て終了しております。

本日は、これをもって終了したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時31分 散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

